建築基準法施行令

昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号
最終改正：平成 29 年 3 月 23 日政令第 40 号

第１章　総則

第１節　用語の定義等

【用語の定義】

第１条　この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　敷地　１の建築物又は用途上不可分の関係にある２以上の建築物のある一団の土地をいう。

二　地階　床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの$\frac{1}{3}$以上のものをいう。

三　構造耐力上主要な部分　基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

関連【主要構造部】法２条五号➡9

四　耐水材料　れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。

五　準不燃材料　建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の２各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

関連【不燃性能及びその技術的基準】令108条の２➡164

六　難燃材料　建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間第108条の２各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

関連【不燃性能及びその技術的基準】令108条の２➡164

【面積、高さ等の算定方法】

第２条　次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　敷地面積　敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第42条第２項、第３項又は第５項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。

二　建築面積　建築物（地階で地盤面上１ｍ以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離１ｍ以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離１ｍ後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離１ｍ以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

三　床面積　建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

四　延べ面積　建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第52条第１項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

関連【ただし書の適用】令２条３項➡124

イ　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第３項第一号及び第137条の８において「自動車車庫等部分」という。）

ロ　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第３項第二号及び第137条の８において「備蓄倉庫部分」という。）

ハ　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第３項第三号及び第137条の

８において「蓄電池設置部分」という。）

ニ　自家発電設備を設ける部分（第３項第四号及び第137条の８において「自家発電設備設置部分」という。）

ホ　貯水槽を設ける部分（第３項第五号及び第137条の８において「貯水槽設置部分」という。）

五　築造面積　工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

六　建築物の高さ　地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ　法第56条第１項第一号の規定並びに第130条の12及び第135条の19の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

◆【道路斜線制限】法56条１項一号➡47
◆【道路斜線制限の後退距離算定の特例】令130条の12➡207
◆【容積率算定に当たり建築物から除かれる部分】令135条の19➡214

ロ　法第33条及び法第56条第１項第三号に規定する高さ並びに法第57条の４第１項、法第58条及び法第60条の３第２項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の$\frac{1}{8}$以内の場合においては、その部分の高さは、12ｍ（法第55条第１項及び第２項、法第56条の２第４項、法第59条の２第１項（法第55条第１項に係る部分に限る。）並びに法別表第４(ろ)欄２の項、３の項及び４の項ロの場合には、５ｍ）までは、当該建築物の高さに算入しない。

◆【避雷設備】法33条➡36
◆【北側斜線制限】法56条１項三号➡47
◆【特例容積率適用地区】法57条の４第１項➡51
◆【高度地区】法58条➡51
◆【特定用途誘導地区】法60条の３➡53
◆【低層住専の高さの限度】法55条➡46
◆【日影制限】法56条の２➡48

ハ　棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

七　軒の高さ　地盤面（第130条の12第一号イの場合には、前面道路の路面の中心）から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さによる。

◆【道路斜線制限の後退距離算定の特例】令130条の12➡207

八　階数　昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の$\frac{1}{8}$以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

２　前項第二号、第六号又は第七号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が３ｍを超える場合においては、その高低差３ｍ以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

３　第１項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

一　自動車車庫等部分　$\frac{1}{5}$
二　備蓄倉庫部分　$\frac{1}{50}$
三　蓄電池設置部分　$\frac{1}{50}$
四　自家発電設備設置部分　$\frac{1}{100}$
五　貯水槽設置部分　$\frac{1}{100}$

４　第１項第六号ロ又は第八号の場合における水平投影面積の算定方法は、同項第二号の建築面積の算定方法によるものとする。

【都道府県知事が特定行政庁となる建築物】

第２条の２　法第２条第三十五号ただし書の政令で

定める建築物のうち法第97条の２第１項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第148条第１項に規定する建築物以外の建築物とする。

２　法第２条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第97条の３第１項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第149条第１項に規定する建築物とする。

第２節　建築基準適合判定資格者検定

【受検資格】

第２条の３　法第５条第３項に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

一　建築審査会の委員として行う業務

二　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

三　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（法第77条の18第１項の確認検査の業務（以下「確認検査の業務」という。）を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

【建築基準適合判定資格者検定の基準】

第３条　法第５条の規定による建築基準適合判定資格者検定は、法第６条第１項又は法第６条の２第１項の規定による確認をするために必要な知識及び経験について行う。

【建築基準適合判定資格者検定の方法】

第４条　建築基準適合判定資格者検定は、経歴審査及び考査によって行う。

２　前項の経歴審査は、建築行政又は確認検査の業務若しくは第２条の３各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。

３　第１項の考査は、法第６条第１項の建築基準関係規定に関する知識について行う。

【建築基準適合判定資格者検定の施行】

第５条　建築基準適合判定資格者検定は、毎年１回以上行う。

２　建築基準適合判定資格者検定の期日及び場所は、国土交通大臣が、あらかじめ、官報で公告する。

【合格公告及び通知】

第６条　国土交通大臣（法第５条の２第１項の指定があったときは、同項の指定建築基準適合判定資格者検定機関（以下「指定建築基準適合判定資格者検定機関」という。））は、建築基準適合判定資格者検定に合格した者の氏名を公告し、合格した者にその旨を通知する。

【建築基準適合判定資格者検定委員の定員】

第７条　建築基準適合判定資格者検定委員の数は、10人以内とする。

【建築基準適合判定資格者検定委員の勤務】

第８条　建築基準適合判定資格者検定委員は、非常勤とする。

【受検の申込み】

第８条の２　建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が行うものを除く。）の受検の申込みは、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

２　前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第９項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

【受検手数料】

第８条の３　法第５条の３第１項の受検手数料の額は、３万円とする。

２　前項の受検手数料は、これを納付した者が検定を受けなかった場合においても、返還しない。

３　建築基準適合判定資格者検定の受検手数料であって指定建築基準適合判定資格者検定機関に納付するものの納付の方法は、法第77条の９第１項の建築基準適合判定資格者検定事務規程の定めるところによる。

第２節の２　構造計算適合判定資格者検定

【受検資格】

第８条の４　法第５条の４第３項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第７項に規定する構造設計の業務

二　法第６条第４項若しくは法第18条第３項に規定する審査又は法第６条の２第１項の規定

による確認のための審査の業務（法第20条第１項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。）

三　建築物の構造の安全上の観点からする審査の業務（法第６条の３第１項の構造計算適合性判定の業務を除く。）であって国土交通大臣が同項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

【構造計算適合判定資格者検定の基準等】

第８条の５　法第５条の４の規定による構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画が法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするために必要な知識及び経験について行う。

２　第４条から第６条まで及び第８条の２の規定は構造計算適合判定資格者検定に、第７条及び第８条の規定は構造計算適合判定資格者検定委員について準用する。この場合において、第４条第２項中「建築行政又は確認検査の業務若しくは第２条の３各号に掲げる業務」とあるのは「法第６条の３第１項の構造計算適合性判定の業務又は第８条の４各号に掲げる業務」と、同条第３項中「第６条第１項の建築基準関係規定」とあるのは「第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」と、第５条第１項中「毎年」とあるのは「３年に」と、第６条中「第５条の２第１項」とあるのは「第５条の５第１項」と読み替えるものとする。

【受検手数料】

第８条の６　法第５条の５第２項において準用する法第５条の３第１項の受検手数料の額は、３万4,000円とする。

２　第８条の３第２項及び第３項の規定は、前項の受検手数料について準用する。この場合において、同条第３項中「第77条の９第１項」とあるのは、「第77条の17の２第２項において準用する法第77条の９第１項」と読み替えるものとする。

第２節の３　建築基準関係規定

【建築基準関係規定】

第９条　法第６条第１項（法第87条第１項、法第87条の２（法第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）並びに法第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一　消防法（昭和23年法律第186号）第９条、第９条の２、第15条及び第17条

二　屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第３条から第５条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）

三　港湾法（昭和25年法律第218号）第40条第１項

四　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第24条

五　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第162条

六　駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条

七　水道法（昭和32年法律第177号）第16条

八　下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第１項及び第３項、第25条の２並びに第30条第１項

九　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第８条第１項及び第12条第１項

十　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第５条第１項

十一　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の２

十二　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項及び第２項、第35条の２第１項、第41条第２項（同法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）、第42条、第43条第１項、第53条第１項並びに同条第２項において準用する同法第52条の２第２項

十三　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年法律第26号）第５条第１項から第３項まで（同条第５項において準用する場合を含む。）

十四　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第５条第４項

十五　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第３条の２第１項

十六　特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第８条

第２節の４　特定増改築構造計算基準等

【特定増改築構造計算基準】

第９条の２　法第６条の３第１項本文の政令で定める基準は、第81条第２項又は第３項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第１項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することとする。

【確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準】

第９条の３　法第６条の３第１項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第18条第４項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第81条第２項第二号イに掲げる構造計算で、法第20条第１項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することとする。

第３節　建築物の建築に関する確認の特例

第10条　法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される法第６条第１項（法第87条第１項及び法第87条の２において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第87条第１項において準用する場合にあっては第一号及び第二号、法第87条の２において準用する場合にあっては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一　法第６条の４第１項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第136条の２の11第一号に掲げるものであるもの　　その認定型式が、同号イに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては同号イに掲げる全ての規定、同号ロに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては同号ロに掲げる全ての規定

◘【建築物の建築に関する確認の特例】法６条の４➡18

◘【型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定】令136条の２の11➡222

二　法第６条の４第１項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第136条の２の11第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの　　同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三　法第６条の４第１項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の$\frac{1}{2}$以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）　　次に定める規定

イ　法第20条（第１項第四号イに係る部分に限る。）、法第21条から法第25条まで、法第27条、法第28条、法第29条、法第31条第１項、法第32条、法第33条、法第35条から法第35条の３まで及び法第37条の規定

ロ　次章（第１節の３、第32条及び第35条を除く。）、第３章（第８節を除き、第80条の２にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第４章から第５章の２まで、第５章の４（第２節を除く。）及び第144条の３の規定

ハ　法第39条から法第41条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第６条の４第２項の規定の趣旨により規則で定める規定

四　法第６条の４第１項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物　　次に定める規定

イ　法第20条（第１項第四号イに係る部分に限る。）、法第21条、法第28条第１項及び第２項、法第29条、法第30条、法第31条第１項、法第32条、法第33条並びに法第37条の規定

ロ　次章（第20条の３、第１節の３、第32条及び第35条を除く。）、第３章（第８節を除き、第80条の２にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうち

その指定する基準に係る部分に限る。）、第119条、第５章の４（第129条の２の５第１項第六号及び第七号並びに第２節を除く。）及び第144条の３の規定

ハ　法第39条から法第41条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第６条の４第２項の規定の趣旨により規則で定める規定

第３節の２　中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限

【工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程】

第 11 条　法第７条の３第１項第一号の政令で定める工程は、２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

【中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程】

第 12 条　法第７条の３第６項の政令で定める特定工程後の工程のうち前条に規定する工程に係るものは、２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程とする。

第３節の３　検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

【避難施設等の範囲】

第 13 条　法第７条の６第１項の政令で定める避難施設、消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防火区画（以下この条及び次条において「避難施設等」という。）は、次に掲げるもの（当該工事に係る避難施設等がないものとした場合に第112条、第５章第２節から第４節まで、第128条の３、第129条の13の３又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条から第15条までの規定による技術的基準に適合している建築物に係る当該避難施設等を除く。）とする。

一　避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）以外の階にあっては居室から第120条又は第121条の直通階段に、避難階にあっては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路

関連【避難階】令120条以下➡176 ～

二　第118条の客席からの出口の戸、第120条又は第121条の直通階段、同条第３項ただし書の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの、第125条の屋外への出口及び第126条第２項の屋上広場

三　第128条の３第１項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第４項の地下道への出入口

四　スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの

五　第126条の２第１項の排煙設備

六　第126条の４の非常用の照明装置

七　第129条の13の３の非常用の昇降機

八　第112条（第128条の３第５項において準用する場合を含む。）又は第128条の３第２項若しくは第３項の防火区画

【避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事】

第 13 条の２　法第７条の６第１項の政令で定める軽易な工事は、バルコニーの手すりの塗装の工事、出入口又は屋外への出口の戸に用いるガラスの取替えの工事、非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事その他当該避難施設等の機能の確保に支障を及ぼさないことが明らかな工事とする。

第３節の４　建築監視員

【建築監視員の資格】

第 14 条　建築監視員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一　３年以上の建築行政に関する実務の経験を有する者

二　建築士で１年以上の建築行政に関する実務の経験を有するもの

三　建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあった建築士で国土交通大臣が前各号の一に該当する者と同等以上の建築行政に関する知識及び能力を有すると認めたもの

第３節の５　保安上危険な建築物等に対する措置

【勧告の対象となる建築物】

第14条の２　法第10条第１項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第６条第１項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　階数が５以上である建築物

二　延べ面積が1,000㎡を超える建築物

第４節　損失補償

【収用委員会の裁決の申請手続】

第15条　補償金額について不服がある者が、法第11条第２項（法第88条第１項から第３項までにおいて準用する場合を含む。）の規定によって収用委員会の裁決を求めようとする場合においては、土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第３項の規定による裁決申請書には、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名

二　当該建築物又は工作物の所在地

三　当該建築物又は工作物について申請者の有する権利

四　当該建築物又は工作物の用途及び構造の概要、附近見取図、配置図並びに各階平面図。ただし、命ぜられた措置に関係がない部分は、省略することができる。

五　法第11条第１項（法第88条第１項から第３項までにおいて準用する場合を含む。）の規定によって特定行政庁が命じた措置

六　通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日

七　通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに申請者が求める補償金額及びその内訳

八　前各号に掲げるものを除くほか、申請者が必要と認める事項

第５節　定期報告を要する建築物等

【定期報告を要する建築物等】

第16条　法第12条第１項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第１(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

一　地階又は３階以上の階を法別表第１(い)欄(1)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が100㎡以上の建築物

二　劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が１階にないもの

三　地階又は３階以上の階を法別表第１(い)欄(2)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物

四　３階以上の階を法別表第１(い)欄(3)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物

五　地階又は３階以上の階を法別表第１(い)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物

２　法第12条第１項の政令で定める建築物は、第14条の２に規定する建築物とする。

３　法第12条第３項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

一　第129条の３第１項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

◘【昇降機】令129条の３第１項➡192

二　防火設備のうち、法第６条第１項第一号に掲げる建築物で第１項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

第 17 条～第 18 条　（削除）

第２章　一般構造

第１節　採光に必要な開口部

【学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光】

第 19 条　法第 28 条第１項（法第 87 条第３項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。

関連【居室の採光及び換気】法28条➡35

関連【児童福祉施設】児童福祉法７条➡857

２　法第 28 条第１項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。

一　保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室

二　診療所の病室

三　児童福祉施設等の寝室（入所する者の使用するものに限る。）

四　児童福祉施設等（保育所を除く。）の居室のうちこれらに入所し、又は通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの

五　病院、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの

３　法第 28 条第１項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(1)から(5)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあっては、それぞれ同表に掲げる割合から $\frac{1}{10}$ までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。

	居室の種類	割合
(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	$\frac{1}{5}$
(2)	前項第一号に掲げる居室	
(3)	病院又は診療所の病室	$\frac{1}{7}$
(4)	寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室	
(5)	前項第三号及び第四号に掲げる居室	
(6)	(1)に掲げる学校以外の学校の教室	$\frac{1}{10}$
(7)	前項第五号に掲げる居室	

【有効面積の算定方法】

第 20 条　法第 28 条第１項に規定する居室の窓その他の開口部（以下この条において「開口部」という。）で採光に有効な部分の面積は、当該居室の開口部ごとの面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた建築物の開口部については、その算定方法によることができる。

２　前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値（天窓にあっては当該数値に 3.0 を乗じて得た数値、その外側に幅 90cm以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあっては当該数値に 0.7 を乗じて得た数値）とする。ただし、採光補正係数が 3.0 を超えるときは、3.0 を限度とする。

一　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域　　隣地境界線（法第 86 条第 10 項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあっては、当該公告対象区域内の他の法第 86 条の２第１項に規定する一敷地内認定建築物（同条第９項の規定により一敷地内認定建築物とみなされるものを含む。以下こ

の号において「一敷地内認定建築物」という。）又は同条第 3 項に規定する一敷地内許可建築物（同条第 11 項又は第 12 項の規定により一敷地内許可建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内許可建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあっては、当該公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道（都市計画区域又は準都市計画区域内においては、法第 42 条に規定する道路をいう。第 144 条の 4 を除き、以下同じ。）に面する場合にあっては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあっては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の $\frac{1}{2}$ だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうちの最も小さい数値（以下「採光関係比率」という。）に 6.0 を乗じた数値から 1.4 を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値）

イ　開口部が道に面する場合であって、当該算定値が 1.0 未満となる場合　1.0

ロ　開口部が道に面しない場合であって、水平距離が 7 m以上であり、かつ、当該算定値が 1.0 未満となる場合　1.0

ハ　開口部が道に面しない場合であって、水平距離が 7 m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合　0

二　準工業地域、工業地域又は工業専用地域　採光関係比率に 8.0 を乗じた数値から 1.0 を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値）

イ　開口部が道に面する場合であって、当該算定値が 1.0 未満となる場合　1.0

ロ　開口部が道に面しない場合であって、水平距離が 5 m以上であり、かつ、当該算定値が 1.0 未満となる場合　1.0

ハ　開口部が道に面しない場合であって、水平距離が 5 m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合　0

三　近隣商業地域、商業地域又は用途地域の指定のない区域　採光関係比率に 10 を乗じた数値から 1.0 を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値）

イ　開口部が道に面する場合であって、当該算定値が 1.0 未満となる場合　1.0

ロ　開口部が道に面しない場合であって、水平距離が 4 m以上であり、かつ、当該算定値が 1.0 未満となる場合　1.0

ハ　開口部が道に面しない場合であって、水平距離が 4 m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合　0

第 1 節の 2　開口部の少ない建築物等の換気設備

【換気設備の技術的基準】

第 20 条の 2　法第 28 条第 2 項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第 3 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の政令で定める特殊建築物（以下この条において「特殊建築物」という。）の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次のとおりとする。

関連【換気設備】令129条の2の6➡191

一　換気設備の構造は、次のイからニまで（特殊建築物の居室に設ける換気設備にあっては、ロからニまで）のいずれかに適合するものであること。

イ　自然換気設備にあっては、第 129 条の 2 の 6 第 1 項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

◘【自然換気設備】令129条の２の６第１項➡191

(1)　排気筒の有効断面積は、次の式によって計算した数値以上とすること。

$$A_v = \frac{A_f}{250\sqrt{h}}$$

この式において、A_v、A_f 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v　排気筒の有効断面積（単位　㎡）

A_f　居室の床面積（当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に 20 を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位　㎡）

h　給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ（単位　m）

(2)　給気口及び排気口の有効開口面積は、(1)に規定する排気筒の有効断面積以上とすること。

(3)　(1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

ロ　機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を除く。以下同じ。）にあっては、第 129 条の２の６第２項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

◘【機械換気設備】令129条の２の６第２項➡192

(1)　有効換気量は、次の式によって計算した数値以上とすること。

$$V = \frac{20A_f}{N}$$

この式において、V、A_f 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V　有効換気量（単位　㎥／時）

A_f　居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に 20 を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位　㎡）

N　実況に応じた１人当たりの占有面積（特殊建築物の居室にあっては、3 を超えるときは 3 と、その他の居室にあっては、10 を超えるときは 10 とする。）（単位　㎡）

(2)　一の機械換気設備が２以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあっては、当該換気設備の有効換気量は、当該２以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。

(3)　(1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

ハ　中央管理方式の空気調和設備にあっては、第 129 条の２の６第３項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

◘【中央管理方式の空気調和設備】令129条の２の６第３項➡192

ニ　イからハまでに掲げる構造とした換気設備以外の設備にあっては、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとすること。

(1)　当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね $\frac{1,000}{1,000,000}$ 以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね $\frac{10}{1,000,000}$ 以下に保つ換気ができるものであること。

(2)　給気口及び排気口から雨水又はねずみ、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。

(3)　風道から発散する物質及びその表面に付着する物質によって居室の内部の空気が汚染されないものであること。

(4)　中央管理方式の空気調和設備にあっては、第 129 条の２の６第３項の表の(1)及び(4)から(6)までに掲げる基準に適合する

ものであること。

ニ　法第 34 条第 2 項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が 1,000㎡を超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室その他の建築物の部分のみに係るものを除く。）及び中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は一団地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたもの（以下「中央管理室」という。）において行うことができるものであること。

◘【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条２項➡36

関連【中央管理室】令126条の３第十一号➡182

【火を使用する室に設けなければならない換気設備等】

第 20 条の 3　法第 28 条第 3 項の規定により政令で定める室は、次に掲げるものとする。

一　火を使用する設備又は器具で直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造を有するものその他室内の空気を汚染するおそれがないもの（以下この項及び次項において「密閉式燃焼器具等」という。）以外の火を使用する設備又は器具を設けていない室

二　床面積の合計が 100㎡以内の住宅又は住戸に設けられた調理室（発熱量の合計（密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。次号において同じ。）が 12kW 以下の火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。）で、当該調理室の床面積の $\frac{1}{10}$（0.8㎡未満のときは、0.8㎡とする。）以上の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けたもの

三　発熱量の合計が 6 kW 以下の火を使用する設備又は器具を設けた室（調理室を除く。）で換気上有効な開口部を設けたもの

2　建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（前項に規定するものを除く。以下この項及び第 129 条の 2 の 6 において「換気設備を設けるべき調理室等」という。）に設ける換気設備は、次に定める構造としなければならない。

一　換気設備の構造は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとすること。

イ　次に掲げる基準に適合すること。

(1)　給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置（煙突を設ける場合又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するもの（以下この号において「換気扇等」という。）を設ける場合には、適当な位置）に設けること。

(2)　排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方 80㎝以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒を設ける場合には、適当な位置）に設け、かつ、換気扇等を設けて、直接外気に開放し、若しくは排気筒に直結し、又は排気上有効な立上り部分を有する排気筒に直結すること。

(3)　給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積は、国土交通大臣が定める数値以上とすること。

(4)　排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合にあっては、その有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては、排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。

(5)　ふろがま又は発熱量が 12kW を超える火を使用する設備若しくは器具（密閉式燃焼器具等を除く。）を設けた換気設備を設けるべき調理室等には、当該ふろがま又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。

(6)　火を使用する設備又は器具に煙突（第 115 条第 1 項第七号の規定が適用される煙突を除く。）を設ける場合において、煙突に換気扇等を設ける場合にあってはその有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては煙突の有効断面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。

(7)　火を使用する設備又は器具の近くに排気

フードを有する排気筒を設ける場合において、排気筒に換気扇等を設ける場合にあってはその有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては排気筒の有効断面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。

(8)　直接外気に開放された排気口又は排気筒の頂部は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とすること。

ロ　火を使用する設備又は器具の通常の使用状態において、異常な燃焼が生じないよう当該室内の酸素の含有率をおおむね 20.5％以上に保つ換気ができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとすること。

ハ　給気口は、火を使用する設備又は器具の燃焼を妨げないように設けること。

ニ　排気口及びこれに接続する排気筒並びに煙突の構造は、当該室に廃ガスその他の生成物を逆流させず、かつ、他の室に廃ガスその他の生成物を漏らさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

ホ　火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは、不燃材料で造ること。

第 1 節の 3　石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置

【著しく衛生上有害な物質】

第 20 条の 4　法第 28 条の 2 第一号（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、石綿とする。

【居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質】

第 20 条の 5　法第 28 条の 2 第三号の政令で定める物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

【居室を有する建築物の建築材料についてのクロルピリホスに関する技術的基準】

第 20 条の 6　建築材料についてのクロルピリホスに関する法第 28 条の 2 第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。

二　クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料（添加したときから長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたものを除く。）を使用しないこと。

【居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準】

第 20 条の 7　建築材料についてのホルムアルデヒドに関する法第 28 条の 2 第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条及び第 108 条の 3 第 1 項第一号において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積 1 ㎡につき毎時 0.12mg を超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用しないこと。

二　居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積 1 ㎡につき毎時 0.02mg を超え 0.12mg 以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は夏季においてその表面積 1 ㎡につき毎時 0.005mg を超え 0.02mg 以下の量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を使用するときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に次の表(1)の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に同表(2)の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、これら

の面積の合計）が、当該居室の床面積を超えないこと。

	住宅等の居室		住宅等の居室以外の居室		
	換気回数が0.7以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	その他の居室	換気回数が0.7以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	換気回数が0.5以上0.7未満の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	その他の居室
(1)	1.2	2.8	0.88	1.4	3.0
(2)	0.20	0.50	0.15	0.25	0.50

備考
1　この表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場（常時開放された開口部を通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。）をいうものとする。
2　この表において、換気回数とは、次の式によって計算した数値をいうものとする。

$$n = \frac{V}{Ah}$$

この式において、n、V、A及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。
n　1時間当たりの換気回数
V　機械換気設備の有効換気量（次条第1項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものにあっては、同号ロ(1)に規定する有効換気換算量）（単位 ㎥/時）
A　居室の床面積（単位　㎡）
h　居室の天井の高さ（単位　m）

2　第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

3　第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.02mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

4　第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.005mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。

5　次条第1項第一号ハに掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、第1項の規定は、適用しない。

【居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準】

第 20 条の 8　換気設備についてのホルムアルデヒドに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。

イ　機械換気設備（ロに規定する方式を用いるものでロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。）にあっては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

◘【機械換気設備】令129条の2の6第2項➡192

(1)　有効換気量（㎥/時で表した量とする。(2)において同じ。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$Vr=nAh$$

この式において、Vr、n、A及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Vr　必要有効換気量（単位　㎥/時）
n　前条第1項第二号の表備考1の号に規定する住宅等の居室（次項において単に「住宅等の居室」という。）にあっては0.5、その他の居室にあっては0.3
A　居室の床面積（単位　㎡）
h　居室の天井の高さ（単位　m）

(2)　一の機械換気設備が2以上の居室に係る場合にあっては、当該換気設備の有効換気量が、当該2以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ロ　居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあっては、第 129 条の２の６第２項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1)　次の式によって計算した有効換気換算量がイ(1)の式によって計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

$$Vq = \frac{Q(C - Cp)}{C} + V$$

この式において、Vq、Q、C、Cp 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vq　有効換気換算量（単位　㎥/時）

Q　浄化して供給する空気の量（単位　㎥/時）

C　浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位　mg/㎥）

Cp　浄化して供給する空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位　mg/㎥）

V　有効換気量（単位　㎥/時）

(2)　一の機械換気設備が２以上の居室に係る場合にあっては、当該換気設備の有効換気換算量が、当該２以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ハ　中央管理方式の空気調和設備にあっては、第 129 条の２の６第３項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

◆【中央管理方式の空気調和設備】令129条の２の６第３項 ➡192

ニ　法第 34 条第２項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が 1,000㎡を超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室のみに係るものを除く。）又は中央管理方式の空気調和設備にあっては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとすること。

◆【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条２項➡36

２　前項の規定は、同項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその他の居室については、適用しない。

【居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例】

第 20 条の９　前２条の規定は、１年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気１㎥につきおおむね 0.1mg 以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

第２節　居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法

【居室の天井の高さ】

第 21 条　居室の天井の高さは、2.1 m以上でなければならない。

２　前項の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。

関連【居室】法２条四号➡9

【居室の床の高さ及び防湿方法】

第 22 条　最下階の居室の床が木造である場合にお

ける床の高さ及び防湿方法は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合及び当該最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によって腐食しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、この限りでない。

一 床の高さは、直下の地面からその床の上面まで 45cm以上とすること。

二 外壁の床下部分には、壁の長さ５ｍ以下ごとに、面積 300㎠以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をすること。

第２節の２　地階における住宅等の居室の防湿の措置等

【地階における住宅等の居室の技術的基準】

第 22 条の２　法第 29 条（法第 87 条第３項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 居室が、次のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 国土交通大臣が定めるところにより、からぼりその他の空地に面する開口部が設けられていること。

ロ 第 20 条の２に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられていること。

ハ 居室内の湿度を調節する設備が設けられていること。

二 直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分（以下この号において「外壁等」という。）の構造が、次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ 外壁等の構造が、次の(1)又は(2)のいずれか（屋根又は屋根の部分にあっては、(1)）に適合するものであること。ただし、外壁等のうち常水面以上の部分にあっては、耐水材料で造り、かつ、材料の接合部及びコンクリートの打継ぎをする部分に防水の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(1) 外壁等にあっては、国土交通大臣が定めるところにより、直接土に接する部分に、水の浸透を防止するための防水層を設けること。

(2) 外壁又は床にあっては、直接土に接する部分を耐水材料で造り、かつ、直接土に接する部分と居室に面する部分の間に居室内への水の浸透を防止するための空隙（当該空隙に浸透した水を有効に排出するための設備が設けられているものに限る。）を設けること。

ロ 外壁等の構造が、外壁等の直接土に接する部分から居室内に水が浸透しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

第２節の３　長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造

【遮音性能に関する技術的基準】

第 22 条の３　法第 30 条（法第 87 条第３項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、次の表の左欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であることとする。

振動数（単位　ヘルツ）	透過損失（単位　デシベル）
125	25
500	40
2,000	50

第３節　階段

【階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法】

第 23 条　階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第 120 条又は第 121 条の規定による直通階段にあっては 90cm以上、その他のものにあっては 60cm以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは 23cm以下、踏面は 15cm以上とすることができる。

階段の種別		階段及びその踊場の幅（単位cm）	蹴上げの寸法（単位cm）	踏面の寸法（単位cm）
(1)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	140以上	16以下	26以上
(2)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。第130条の５の３を除き、以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が1,500㎡を超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	140以上	18以下	26以上
(3)	直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階又は居室の床面積の合計が100㎡を超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	120以上	20以下	24以上
(4)	(1)から(3)までに掲げる階段以外のもの	75以上	22以下	21以上

2　回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において測るものとする。

3　階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが50cm以下のもの（以下この項において「手すり等」という。）が設けられた場合における第１項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。

4　第１項の規定は、同項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、適用しない。

【踊場の位置及び踏幅】

第 24 条　前条第１項の表の(1)又は(2)に該当する階段でその高さが３ｍをこえるものにあっては高さ３ｍ以内ごとに、その他の階段でその高さが４ｍをこえるものにあっては高さ４ｍ以内ごとに踊場を設けなければならない。

2　前項の規定によって設ける直階段の踊場の踏幅は、1.2ｍ以上としなければならない。

【階段等の手すり等】

第 25 条　階段には、手すりを設けなければならない。

2　階段及びその踊場の両側（手すりが設けられた側を除く。）には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。

3　階段の幅が３ｍをこえる場合においては、中間に手すりを設けなければならない。ただし、けあげが15cm以下で、かつ、踏面が30cm以上のものにあっては、この限りでない。

4　前３項の規定は、高さ１ｍ以下の階段の部分には、適用しない。

【階段に代わる傾斜路】

第 26 条　階段に代わる傾斜路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　勾配は、$\frac{1}{8}$をこえないこと。

二　表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

2　前３条の規定（けあげ及び踏面に関する部分を除く。）は、前項の傾斜路に準用する。

【特殊の用途に専用する階段】

第 27 条　第 23 条から第 25 条までの規定は、昇降機機械室用階段、物見塔用階段その他特殊の用途に専用する階段には、適用しない。

関連【昇降機機械室用階段】令129条の９第五号➡195

第４節　便所

【便所の採光及び換気】

第 28 条　便所には、採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けなければならない。ただし、水洗便所で、これに代わる設備をした場合においては、この限りでない。

【くみ取便所の構造】

第 29 条　くみ取便所の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

一　屎尿に接する部分から漏水しないものであること。

二　屎尿の臭気（便器その他構造上やむを得ないものから漏れるものを除く。）が、建築物の他の部分（便所の床下を除く。）又は屋外に漏れないものであること。

三　便槽に、雨水、土砂等が流入しないものであること。

【特殊建築物及び特定区域の便所の構造】

第 30 条　都市計画区域又は準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、前条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

一　便器及び小便器から便槽までの汚水管が、汚水を浸透させないものであること。

二　水洗便所以外の大便所にあっては、窓その他換気のための開口部からはえが入らないものであること。

2　地方公共団体は、前項に掲げる用途の建築物又は条例で指定する区域内の建築物のくみ取便所の便槽を次条の改良便槽とすることが衛生上必要であり、かつ、これを有効に維持することができると認められる場合においては、当該条例で、これを改良便槽としなければならない旨の規定を設けることができる。

【改良便槽】

第 31 条　改良便槽は、次に定める構造としなければならない。

一　便槽は、貯留槽及びくみ取槽を組み合わせた構造とすること。

二　便槽の天井、底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて漏水しないものとすること。

三　貯留槽は、２槽以上に区分し、汚水を貯留する部分の深さは 80cm以上とし、その容積は 0.75㎥以上で、かつ、100 日以上（国土交通大臣が定めるところにより汚水の温度の低下を防止するための措置が講じられたものにあっては、その容積は 0.6㎥以上で、かつ、80 日以上）貯留できるようにすること。

四　貯留槽には、掃除するために必要な大きさの穴を設け、かつ、これに密閉することができるふたを設けること。

五　小便器からの汚水管は、その先端を貯留槽の汚水面下 40cm以上の深さに差し入れること。

【法第 31 条第２項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準】

第 32 条　屎尿浄化槽の法第 31 条第２項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（屎尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第 36 条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。

一　通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。

屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員（単位　人）	性能	
		生物化学的酸素要求量の除去率（単位　%）	屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（単位　mg/ℓ）
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50以下	65以上	90以下
	51以上500以下	70以上	60以下
	501以上	85以上	30以下
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55以上	120以下
その他の区域	500以下	65以上	90以下
	501以上2,000以下	70以上	60以下
	2,001以上	85以上	30以下

1　この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。
2　この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

二　放流水に含まれる大腸菌群数が、１㎤につき 3,000 個以下とする性能を有するものである

こと。

2　特定行政庁が地下浸透方式により汚物（便所から排出する汚物をいい、これと併せて雑排水を処理する場合にあっては雑排水を含む。次項及び第 35 条第 1 項において同じ。）を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

性能		
一次処理装置による浮遊物質量の除去率（単位　%）	一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量（単位　mg/ℓ）	地下浸透能力
55以上	250以下	一次処理装置からの流出水が滞留しない程度のものであること。
この表において、一次処理装置による浮遊物質量の除去率とは、一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値から一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量の数値を減じた数値を一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値で除して得た割合をいうものとする。		

3　次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第 1 項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

一　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定による排水基準により、屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第 1 項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合　当該排水基準

二　浄化槽法第 4 条第 1 項の規定による技術上の基準により、屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第 1 項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合　当該技術上の基準

【漏水検査】

第 33 条　第 31 条の改良便槽並びに前条の屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽は、満水して 24 時間以上漏水しないことを確かめなければならない。

【便所と井戸との距離】

第 34 条　くみ取便所の便槽は、井戸から 5 m以上離して設けなければならない。ただし、地盤面下 3 m以上埋設した閉鎖式井戸で、その導水管が外管を有せず、かつ、不浸透質で造られている場合又はその導水管が内径 25㎝以下の外管を有し、かつ、導水管及び外管が共に不浸透質で造られている場合においては、1.8 m以上とすることができる。

【合併処理浄化槽の構造】

第 35 条　合併処理浄化槽の構造は、排出する汚物を下水道法第 2 条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、第 32 条の汚物処理性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

2　その構造が前項の規定に適合する合併処理浄化槽を設けた場合は、法第 31 条第 2 項の規定に適合するものとみなす。

第3章　構造強度

第 1 節　総則

【構造方法に関する技術的基準】

第 36 条　法第 20 条第 1 項第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第 36 条の 3 まで、第 37 条、第 38 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項、第 39 条第 1 項及び第 4 項、第 41 条、第 49 条、第 70 条、第 72 条（第 79 条の 4 及び第 80 条において準用する場合を含む。）、第 74 条から第 76 条まで（これらの規定を第 79 条の 4 及び第 80 条において準用する場合を含む。）、第 79 条（第 79 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 79 条の 3 並びに第 80 条の 2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規

定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。

関連【時刻歴応答解析】法20条１項一号➡32

2 法第 20 条第１項第二号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。

一 第 81 条第２項第一号イに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合　この節から第４節の２まで、第５節（第 67 条第１項（同項各号に掲げる措置に係る部分を除く。）及び第 68 条第４項（これらの規定を第 79 条の４において準用する場合を含む。）を除く。）、第６節（第 73 条、第 77 条第二号から第六号まで、第 77 条の２第２項、第 78 条（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで２以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る。）及び第 78 条の２第１項第三号（これらの規定を第 79 条の４において準用する場合を含む。）を除く。）、第６節の２、第80条及び第７節の２（第80条の２（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）を除く。）の規定に適合する構造方法

関連【保有水平耐力計算】令81条２項一号イ➡153

二 第 81 条第２項第一号ロに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合　耐久性等関係規定に適合する構造方法

関連【限界耐力計算】令81条２項一号ロ➡153

三 第 81 条第２項第二号イに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合　この節から第７節の２までの規定に適合する構造方法

関連【許容応力度等計算】令81条２項二号イ➡153

3 法第 20 条第１項第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、この節から第７節の２までの規定に適合する構造方法を用いることとする。

関連【仕様規定 １節～７節の２】令36条～80条の３➡140

【地階を除く階数が４以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物】

第 36 条の２ 法第 20 条第１項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

一 地階を除く階数が４以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

二 地階を除く階数が３以下である鉄骨造の建築物であって、高さが 13 m又は軒の高さが９mを超えるもの

三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、高さが 20 mを超えるもの

四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち２以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち１以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が４以上である建築物

ロ 高さが 13 m又は軒の高さが９mを超える建築物

五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物

【構造設計の原則】

第 36 条の３ 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

【別の建築物とみなすことができる部分】

第 36 条の４ 法第 20 条第２項（法第 88 条第１項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該

建築物の部分とする。

第２節　構造部材等

【構造部材の耐久】

第 37 条　構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

【基礎】

第 38 条　建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

２　建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

３　建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ 13 m又は延べ面積 3,000㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積１㎡につき 100kNを超えるものにあっては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

４　前２項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

５　打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

６　建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

【屋根ふき材等】

第 39 条　屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

２　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

３　特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

４　特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

第３節　木造

【適用の範囲】

第 40 条　この節の規定は、木造の建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が 10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

【木材】

第 41 条　構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

【土台及び基礎】

第 42 条　構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一　当該柱を基礎に緊結した場合

二　平家建ての建築物（地盤が軟弱な区域として

特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内にあるものを除く。次項において同じ。）で足固めを使用した場合

三　当該柱と基礎とをだぼ継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によって確かめられた場合

2　土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、平家建ての建築物で延べ面積が 50㎡以内のものについては、この限りでない。

【柱の小径】

第 43 条　構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

建築物＼柱		張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が 10 m 以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が 10㎡以内のものを除く。）若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱		左欄以外の柱	
		最上階又は階数が 1 の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が 1 の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	$\frac{1}{22}$	$\frac{1}{20}$	$\frac{1}{25}$	$\frac{1}{22}$
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	$\frac{1}{30}$	$\frac{1}{25}$	$\frac{1}{33}$	$\frac{1}{30}$
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物	$\frac{1}{25}$	$\frac{1}{22}$	$\frac{1}{30}$	$\frac{1}{28}$

2　地階を除く階数が 2 を超える建築物の 1 階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cm を下回ってはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3　法第 41 条の規定によって、条例で、法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。

4　前 3 項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の $\frac{1}{3}$ 以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。

5　階数が 2 以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。

6　構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）は、150 以下としなければならない。

【はり等の横架材】

第 44 条　はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

【筋かい】

第 45 条　引張り力を負担する筋かいは、厚さ 1.5 cm以上で幅 9 cm以上の木材又は径 9 ㎜以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。

2　圧縮力を負担する筋かいは、厚さ 3 cm以上で幅 9 cm以上の木材を使用したものとしなければならない。

3　筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。

4　筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、

筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行なったときは、この限りでない。

【構造耐力上必要な軸組等】

第 46 条　構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

一　次に掲げる基準に適合するもの

イ　構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。）に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。

ロ　構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。

ニ　方づえ（その接着する柱が添木等によって補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があって構造耐力上支障がないもの

3　床組及び小屋ばり組には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付け、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4　階数が２以上又は延べ面積が 50㎡を超える木造の建築物においては、第１項の規定によって各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの方向につき、次の表１の軸組の種類の欄に掲げる区分に応じて当該軸組の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあっては、当該物置等の床面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表２に掲げる数値（特定行政庁が第 88 条第２項の規定によって指定した区域内における場合においては、表２に掲げる数値のそれぞれ 1.5 倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが 1.35 m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表３に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、国土交通大臣が定める基準に従って設置しなければならない。

1

	軸組の種類	倍率
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	1
	厚さ1.5cm以上で幅９cm以上の木材又は径９mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	
(3)	厚さ３cm以上で幅９cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ4.5cm以上で幅９cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	2
(5)	９cm角以上の木材の筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2)から(4)までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2)から(4)までのそれぞれの数値の２倍
(7)	(5)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	5
(8)	その他(1)から(7)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの	0.5から５までの範囲内において国土交通大臣が定める数値
(9)	(1)又は(2)に掲げる壁と(2)から(6)までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1)又は(2)のそれぞれの数値と(2)から(6)までのそれぞれの数値との和

2

建築物	階の床面積に乗ずる数値（単位　㎝/㎡）					
	階数が１の建築物	階数が２の建築物の１階	階数が２の建築物の２階	階数が３の建築物の１階	階数が３の建築物の２階	階数が３の建築物の３階
第43条第１項の表の(1)又は(3)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第43条第１項の表の(2)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。						

3

	区域	見付面積に乗ずる数値（単位　㎝/㎡）
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1)に掲げる区域以外の区域	50

【構造耐力上主要な部分である継手又は仕口】

第 47 条　構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。

2　前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

【学校の木造の校舎】

第 48 条　学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎は、次に掲げるところによらなければならない。

一　外壁には、第 46 条第 4 項の表 1 の(5)に掲げる筋かいを使用すること。

二　けた行が 12 mを超える場合においては、けた行方向の間隔 12 m以内ごとに第 46 条第 4 項の表 1 の(5)に掲げる筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

三　けた行方向の間隔２m（屋内運動場その他規模が大きい室においては、４m）以内ごとに柱、はり及び小屋組を配置し、柱とはり又は小屋組とを緊結すること。

四　構造耐力上主要な部分である柱は、13.5㎝角以上のもの（２階建ての１階の柱で、張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が４m以上のものについては、13.5㎝角以上の柱を２本合わせて用いたもの又は 15㎝角以上のもの）とすること。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する校舎については、適用しない。

一　第 46 条第２項第一号に掲げる基準に適合するもの

二　国土交通大臣が指定する日本工業規格に適合するもの

【外壁内部等の防腐措置等】

第 49 条　木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

2　構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から１m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

第 50 条　（削除）

第４節　組積造

【適用の範囲】

第 51 条　この節の規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。以下この項及び第４項において同じ。）の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の

構造部分に適用する。ただし、高さ 13 m以下であり、かつ、軒の高さが 9 m以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強され、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、適用しない。

2　高さが 4 m以下で、かつ、延べ面積が 20㎡以内の建築物については、この節の規定中第 55 条第 2 項及び第 56 条の規定は、適用しない。

3　構造耐力上主要な部分でない間仕切壁で高さが 2 m以下のものについては、この節の規定中第 52 条及び第 55 条第 5 項の規定に限り適用する。

4　れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の建築物（高さ 13 m又は軒の高さが 9 mを超えるものに限る。）又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物（高さ 13 m又は軒の高さが 9 mを超えるものに限る。）については、この節の規定中第 59 条の 2 に限り適用する。

【組積造の施工】

第 52 条　組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たって充分に水洗いをしなければならない。

2　組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3　前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が 1 ： 3 のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が 1 ： 2 ： 5 のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。

4　組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

第 53 条（削除）

【壁の長さ】

第 54 条　組積造の壁の長さは、10 m以下としなければならない。

2　前項の壁の長さは、その壁に相隣って接着する 2 つの壁（控壁でその基礎の部分における長さが、控壁の接着する壁の高さの $\frac{1}{3}$ 以上のものを含む。以下この節において「対隣壁」という。）がその壁に接着する部分間の中心距離をいう。

【壁の厚さ】

第 55 条　組積造の壁の厚さ（仕上材料の厚さを含まないものとする。以下この節において同じ。）は、その建築物の階数及びその壁の長さ（前条第 2 項の壁の長さをいう。以下この節において同じ。）に応じて、それぞれ次の表の数値以上としなければならない。

壁の長さ ／ 建築物の階数	5 m以下の場合（単位　cm）	5 mをこえる場合（単位　cm）
階数が 2 以上の建築物	30	40
階数が 1 の建築物	20	30

2　組積造の各階の壁の厚さは、その階の壁の高さの $\frac{1}{15}$ 以上としなければならない。

3　組積造の間仕切壁の壁の厚さは、前 2 項の規定による壁の厚さより 10cm以下を減らすことができる。ただし、20cm以下としてはならない。

4　組積造の壁を二重壁とする場合においては、前 3 項の規定は、そのいずれか一方の壁について適用する。

5　組積造の各階の壁の厚さは、その上にある壁の厚さより薄くしてはならない。

6　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物における組積造の帳壁は、この条の規定の適用については、間仕切壁とみなす。

【臥梁】

第 56 条　組積造の壁には、その各階の壁頂（切妻壁がある場合においては、その切妻壁の壁頂）に鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の臥梁を設けなければならない。ただし、その壁頂に鉄筋コンクリート造の屋根版、床版等が接着する場合又は階数が 1 の建築物で壁の厚さが壁の高さの $\frac{1}{10}$ 以上の場合若しくは壁の長さが 5 m以下の場合においては、この限りでない。

【開口部】

第 57 条　組積造の壁における窓、出入口その他の開口部は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　各階の対隣壁によって区画されたおのおのの壁における開口部の幅の総和は、その壁の長さの $\frac{1}{2}$ 以下とすること。

二　各階における開口部の幅の総和は、その階における壁の長さの総和の $\frac{1}{3}$ 以下とすること。

三　一の開口部とその直上にある開口部との垂直距離は、60cm以上とすること。

2　組積造の壁の各階における開口部相互間又は開口部と対隣壁の中心との水平距離は、その壁の厚さの２倍以上としなければならない。ただし、開口部周囲を鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強した場合においては、この限りでない。

3　幅が１ｍをこえる開口部の上部には、鉄筋コンクリート造のまぐさを設けなければならない。

4　組積造のはね出し窓又ははね出し縁は、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強しなければならない。

5　壁付暖炉の組積造の炉胸は、暖炉及び煙突を充分に支持するに足りる基礎の上に造り、かつ、上部を積出しとしない構造とし、木造の建築物に設ける場合においては、更に鋼材で補強しなければならない。

【壁のみぞ】

第 58 条　組積造の壁に、その階の壁の高さの$\frac{3}{4}$以上連続した縦壁みぞを設ける場合においては、その深さは壁の厚さの$\frac{1}{3}$以下とし、横壁みぞを設ける場合においては、その深さは壁の厚さの$\frac{1}{3}$以下で、かつ、長さを３ｍ以下としなければならない。

【鉄骨組積造である壁】

第 59 条　鉄骨組積造である壁の組積造の部分は、鉄骨の軸組にボルト、かすがいその他の金物で緊結しなければならない。

【補強を要する組積造】

第 59 条の２　高さ 13 ｍ又は軒の高さが９ｍを超える建築物にあっては、国土交通大臣が定める構造方法により、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強しなければならない。

【手すり又は手すり壁】

第 60 条　手すり又は手すり壁は、組積造としてはならない。ただし、これらの頂部に鉄筋コンクリート造の臥梁を設けた場合においては、この限りでない。

【組積造のへい】

第 61 条　組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　高さは、1.2 ｍ以下とすること。

二　各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の$\frac{1}{10}$以上とすること。

三　長さ４ｍ以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。

四　基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

【構造耐力上主要な部分等のささえ】

第 62 条　組積造である構造耐力上主要な部分又は構造耐力上主要な部分でない組積造の壁で高さが２ｍをこえるものは、木造の構造部分でささえてはならない。

第４節の２　補強コンクリートブロック造

【適用の範囲】

第 62 条の２　この節の規定は、補強コンクリートブロック造の建築物又は補強コンクリートブロック造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の補強コンクリートブロック造の構造部分に適用する。

2　高さが４ｍ以下で、かつ、延べ面積が 20㎡以内の建築物については、この節の規定中第 62 条の６及び第 62 条の７の規定に限り適用する。

第 62 条の３　（削除）

【耐力壁】

第 62 条の４　各階の補強コンクリートブロック造の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、60㎡以下としなければならない。

2　各階の張り間方向及びけた行方向に配置する補強コンクリートブロック造の耐力壁の長さのそれぞれの方向についての合計は、その階の床面積１㎡につき 15cm以上としなければならない。

3　補強コンクリートブロック造の耐力壁の厚さは、15cm以上で、かつ、その耐力壁に作用するこれと直角な方向の水平力に対する構造耐力上主要な支点間の水平距離（以下第 62 条の５第２項において「耐力壁の水平力に対する支点間の距離」という。）の$\frac{1}{50}$以上としなければならない。

4　補強コンクリートブロック造の耐力壁は、その端部及び隅角部に径 12㎜以上の鉄筋を縦に配置するほか、径９㎜以上の鉄筋を縦横に 80cm

以内の間隔で配置したものとしなければならない。

5　補強コンクリートブロック造の耐力壁は、前項の規定による縦筋の末端をかぎ状に折り曲げてその縦筋の径の 40 倍以上基礎又は基礎ばり及び臥梁又は屋根版に定着する等の方法により、これらと互いにその存在応力を伝えることができる構造としなければならない。

6　第 4 項の規定による横筋は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　末端は、かぎ状に折り曲げること。ただし、補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部以外の部分における異形鉄筋の末端にあっては、この限りでない。

二　継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、径の 25 倍以上とすること。

三　補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部が他の耐力壁又は構造耐力上主要な部分である柱に接着する場合には、横筋の末端をこれらに定着するものとし、これらの鉄筋に溶接する場合を除き、定着される部分の長さを径の 25 倍以上とすること。

【臥梁】

第 62 条の 5　補強コンクリートブロック造の耐力壁には、その各階の壁頂に鉄筋コンクリート造の臥梁を設けなければならない。ただし、階数が 1 の建築物で、その壁頂に鉄筋コンクリート造の屋根版が接着する場合においては、この限りでない。

2　臥梁の有効幅は、20cm以上で、かつ、耐力壁の水平力に対する支点間の距離の $\frac{1}{20}$ 以上としなければならない。

【目地及び空胴部】

第 62 条の 6　コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空胴部及び縦目地に接する空胴部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2　補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空胴部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

【帳壁】

第 62 条の 7　補強コンクリートブロック造の帳壁は、鉄筋で、木造及び組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）以外の構造耐力上主要な部分に緊結しなければならない。

【塀】

第 62 条の 8　補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 m以下の塀にあっては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　高さは、2.2 m以下とすること。

二　壁の厚さは、15cm（高さ 2 m以下の塀にあっては、10cm）以上とすること。

三　壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 ㎜以上の鉄筋を配置すること。

四　壁内には、径 9 ㎜以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置すること。

五　長さ 3.4 m以下ごとに、径 9 ㎜以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの $\frac{1}{5}$ 以上突出したものを設けること。

六　第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七　基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは 30cm以上とすること。

第５節　鉄骨造

【適用の範囲】

第 63 条　この節の規定は、鉄骨造の建築物又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の構造部分に適用する。

【材料】

第 64 条　鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分の材料は、炭素鋼若しくはステンレス鋼（この節において「鋼材」という。）又は鋳鉄としなければならない。

2　鋳鉄は、圧縮応力又は接触応力以外の応力が存在する部分には、使用してはならない。

【圧縮材の有効細長比】

第 65 条　構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材（圧縮力を負担する部材をいう。以下同じ。）の有効細長比は、柱にあっては 200 以下、柱以外のものにあっては 250 以下としなければならない。

【柱の脚部】

第 66 条　構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、国土交通大臣が定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

【接合】

第 67 条　構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならない。ただし、軒の高さが 9 m以下で、かつ、張り間が 13 m以下の建築物（延べ面積が 3,000㎡を超えるものを除く。）にあっては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。

関連【本文　保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

一　当該ボルトをコンクリートで埋め込むこと。

二　当該ボルトに使用するナットの部分を溶接すること。

三　当該ボルトにナットを二重に使用すること。

四　前３号に掲げるもののほか、これらと同等以上の効力を有する戻り止めをすること。

2　構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの $\frac{1}{4}$（柱の脚部においては、$\frac{1}{2}$）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

【高力ボルト、ボルト及びリベット】

第 68 条　高力ボルト、ボルト又はリベットの相互間の中心距離は、その径の 2.5 倍以上としなければならない。

2　高力ボルト孔の径は、高力ボルトの径より 2 ㎜を超えて大きくしてはならない。ただし、高力ボルトの径が 27㎜以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、高力ボルト孔の径を高力ボルトの径より 3 ㎜まで大きくすることができる。

3　前項の規定は、同項の規定に適合する高力ボルト接合と同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合については、適用しない。

4　ボルト孔の径は、ボルトの径より 1 ㎜を超えて大きくしてはならない。ただし、ボルトの径が 20㎜以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、ボルト孔の径をボルトの径より 1.5㎜まで大きくすることができる。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

5　リベットは、リベット孔に充分埋まるように打たなければならない。

【斜材、壁等の配置】

第 69 条　軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、形鋼、棒鋼若しくは構造用ケーブルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合い良く配置しなければならない。

【柱の防火被覆】

第 70 条　地階を除く階数が３以上の建築物（法第２条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物及び同条第九号の三イに該当する建築物を除く。）にあっては、一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合においては、当該柱の構造は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破

壊その他の損傷を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

第６節　鉄筋コンクリート造

【適用の範囲】

第 71 条　この節の規定は、鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。

２　高さが４ｍ以下で、かつ、延べ面積が 30㎡以内の建築物又は高さが３ｍ以下のへいについては、この節の規定中第 72 条、第 75 条及び第 79 条の規定に限り適用する。

【コンクリートの材料】

第 72 条　鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

一　骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

二　骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

三　骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

【鉄筋の継手及び定着】

第 73 条　鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

関連【本文　保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

一　柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分

二　煙突

２　主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の 25 倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の 40 倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。

３　柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の 40 倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

４　軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前２項の規定を適用する場合には、これらの項中「25 倍」とあるのは「30 倍」と、「40 倍」とあるのは「50 倍」とする。

【コンクリートの強度】

第 74 条　鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

一　四週圧縮強度は、１㎟につき 12 Ｎ（軽量骨材を使用する場合においては、９Ｎ）以上であること。

二　設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。

２　前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

３　コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

【コンクリートの養生】

第 75 条　コンクリート打込み中及び打込み後５日間は、コンクリートの温度が２度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ず

る場合においては、この限りでない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

【型わく及び支柱の除去】

第 76 条　構造耐力上主要な部分に係る型わく及び支柱は、コンクリートが自重及び工事の施工中の荷重によって著しい変形又はひび割れその他の損傷を受けない強度になるまでは、取りはずしてはならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

２　前項の型わく及び支柱の取りはずしに関し必要な技術的基準は、国土交通大臣が定める。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

【柱の構造】

第 77 条　構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。

一　主筋は、４本以上とすること。

二　主筋は、帯筋と緊結すること。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

三　帯筋の径は、６㎜以上とし、その間隔は、15cm（柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の２倍以内の距離にある部分においては、10cm）以下で、かつ、最も細い主筋の径の 15 倍以下とすること。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

四　帯筋比（柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帯筋の断面積の和の割合として国土交通大臣が定める方法により算出した数値をいう。）は、0.2％以上とすること。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

五　柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の $\frac{1}{15}$ 以上とすること。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

六　主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の 0.8％以上とすること。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

【床版の構造】

第 77 条の２　構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない。ただし、第 82 条第四号に掲げる構造計算によって振動又は変形による使用上の支障が起こらないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　厚さは、８cm以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの $\frac{1}{40}$ 以上とすること。

二　最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において 20cm 以下、長辺方向において 30cm以下で、かつ、床版の厚さの３倍以下とすること。

２　前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一　周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとすること。

二　２以上の部材を組み合わせるものにあっては、これらの部材相互を緊結すること。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

【はりの構造】

第 78 条　構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとし、これにあばら筋をはりの丈の $\frac{3}{4}$（臥梁にあっては、30cm）以下の間隔で配置しなければならない。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

【耐力壁】

第 78 条の２　耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一　厚さは、12cm以上とすること。

二　開口部周囲に径 12㎜以上の補強筋を配置すること。

三　径９㎜以上の鉄筋を縦横に 30cm（複配筋として配置する場合においては、45cm）以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあっては、その間隔を 35cm（複配筋として配置する場合においては、50cm）以下とすることができる。

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

四　周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとすること。

２　壁式構造の耐力壁は、前項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一　長さは、45cm以上とすること。

二　その端部及び隅角部に径 12㎜以上の鉄筋を縦に配置すること。

三　各階の耐力壁は、その頂部及び脚部を当該耐力壁の厚さ以上の幅の壁ばり（最下階の耐力壁の脚部にあっては、布基礎又は基礎ばり）に緊結し、耐力壁の存在応力を相互に伝える

ことができるようにすること。

【鉄筋のかぶり厚さ】

第 79 条　鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては２cm以上、耐力壁、柱又ははりにあっては３cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては４cm以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリートの部分を除いて６cm以上としなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

２　前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

第６節の２　鉄骨鉄筋コンクリート造

【適用の範囲】

第 79 条の２　この節の規定は、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。

【鉄骨のかぶり厚さ】

第 79 条の３　鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、５cm以上としなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

２　前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄骨の腐食を防止し、かつ、鉄骨とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

【鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第５節及び第６節の規定の準用】

第 79 条の４　鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については、前２節（第65条、第70条及び第77条第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第72条第二号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは「鉄骨及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と、第77条第六号中「主筋」とあるのは「鉄骨及び主筋」と読み替えるものとする。

第７節　無筋コンクリート造

【無筋コンクリート造に対する第４節及び第６節の規定の準用】

第 80 条　無筋コンクリート造の建築物又は無筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物の無筋コンクリート造の構造部分については、この章の第４節（第52条を除く。）の規定並びに第71条（第79条に関する部分を除く。）、第72条及び第74条から第76条までの規定を準用する。

第７節の２　構造方法に関する補則

【構造方法に関する補則】

第 80 条の２　第３節から前節までに定めるもののほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従った構造としなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条１項➡140

関連【保有水平耐力計算　除外】令36条２項一号➡141

一　木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるもの

二　木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分

【土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法】

第 80 条の３　土砂災害警戒区域等における土砂災

害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下この条及び第 82 条の５第八号において「特別警戒区域」という。）内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分（当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第９条第２項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第４条の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ（以下この条及び第 82 条の５第八号において「土石等の高さ等」という。）以下の部分であって、当該特別警戒区域に係る同法第２条に規定する土砂災害の発生原因となる自然現象（河道閉塞による湛水を除く。以下この条及び第 82 条の５第八号において単に「自然現象」という。）により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この条及び第 82 条の５第八号において「外壁等」という。）の構造は、自然現象の種類、当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第９条第２項及び同令第４条の規定に基づき定めた最大の力の大きさ又は力の大きさ（以下この条及び第 82 条の５第八号において「最大の力の大きさ等」という。）及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は塀（当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）が当該自然現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けられている場合においては、この限りでない。

第８節　構造計算

第１款　総則

第 81 条　法第 20 条第１項第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。

二　前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめること。

三　屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

四　前３号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

２　法第 20 条第１項第二号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。

一　高さが 31 ｍを超える建築物　　次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

イ　保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

関連【保有水平耐力計算】令82条～82条の４➡154

ロ　限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

関連【限界耐力計算】令82条の５➡155

二　高さが 31 ｍ以下の建築物　　次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

イ　許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

関連【許容応力度等計算】令82条の６➡156

ロ　前号に定める構造計算

３　法第 20 条第１項第三号イの政令で定める基準は、次条各号及び第 82 条の４に定めるところによる構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によるものであることとする。

関連【許容応力度計算】令82条➡154

第１款の２　保有水平耐力計算

【保有水平耐力計算】

第 82 条　前条第２項第一号イに規定する保有水平耐力計算とは、次の各号及び次条から第 82 条の４までに定めるところによりする構造計算をいう。

一　第２款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

二　前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第86条第２項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
長期に生ずる力	常時	$G+P$	$G+P$	
	積雪時		$G+P+0.7S$	
短期に生ずる力	積雪時	$G+P+S$	$G+P+S$	
	暴風時	$G+P+W$	$G+P+W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
			$G+P+0.35S+W$	
	地震時	$G+P+K$	$G+P+0.35S+K$	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G　第84条に規定する固定荷重によって生ずる力
P　第85条に規定する積載荷重によって生ずる力
S　第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力
W　第87条に規定する風圧力によって生ずる力
K　第88条に規定する地震力によって生ずる力

三　第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第３款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

四　国土交通大臣が定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを国土交通大臣が定める方法によって確かめること。

【層間変形角】

第 82 条の２　建築物の地上部分については、第 88 条第１項に規定する地震力（以下この款において「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算し、当該層間変位の当該各階の高さに対する割合（第 82 条の６第二号イ及び第 109 条の２の２において「層間変形角」という。）が $\frac{1}{200}$（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、$\frac{1}{120}$）以内であることを確かめなければならない。

関連【準耐火構造等の層間変形角】令109条の２の２➡167

【保有水平耐力】

第 82 条の３　建築物の地上部分については、第一号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力（以下この条及び第 82 条の５において「保有水平耐力」という。）が、第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

一　第４款に規定する材料強度によって国土交通大臣が定める方法により保有水平耐力を計算すること。

二　地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次の式によって計算すること。

$$Qun = Ds\ Fes\ Qud$$

この式において、Qun、Ds、Fes 及び Qud は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Qun　各階の必要保有水平耐力（単位　kN）
Ds　各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値
Fes　各階の形状特性を表すものとして、各階の剛性率及び偏心率に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値
Qud　地震力によって各階に生ずる水平力（単位　kN）

【屋根ふき材等の構造計算】

第 82 条の４　屋根ふき材、外装材及び屋外に面す

る帳壁については、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

第１款の３　限界耐力計算

第 82 条の５　第 81 条第２項第一号ロに規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一　地震時を除き、第 82 条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによること。

二　積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ第４款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第86条第２項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
積雪時	$G+P+1.4S$	$G+P+1.4S$	
暴風時	$G+P+1.6W$	$G+P+1.6W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		$G+P+0.35S+1.6W$	

この表において、G、P、S及びWは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G　第84条に規定する固定荷重によって生ずる力
P　第85条に規定する積載荷重によって生ずる力
S　第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力
W　第87条に規定する風圧力によって生ずる力

三　地震による加速度によって建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによって計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第３款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が $\frac{1}{200}$（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、$\frac{1}{120}$）を超えないことを確かめること。

イ　各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ　建築物のいずれかの階において、イによって計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期（以下この号及び第七号において「損傷限界固有周期」という。）を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ　地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$Td<0.16$の場合	$Pdi=(0.64+6Td)\,mi\ Bdi\ Z\ Gs$
$0.16\leqq Td<0.64$の場合	$Pdi=1.6mi\ Bdi\ Z\ Gs$
$0.64\leqq Td$の場合	$Pdi=\dfrac{1.024mi\ Bdi\ Z\ Gs}{Td}$

この表において、Td、Pdi、mi、Bdi、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Td　建築物の損傷限界固有周期（単位　秒）
Pdi　各階に水平方向に生ずる力（単位　kN）
mi　各階の質量（各階の固定荷重及び積載荷重との和（第86条第２項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。）を重力加速度で除したもの）（単位　t）
Bdi　建築物の各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、損傷限界固有周期に応じて国土交通大臣が定める基準に従って算出した数値
Z　第88条第１項に規定するZの数値
Gs　表層地盤による加速度の増幅率を表すものとして、表層地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

ニ　各階が、ハによって計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

四　第 88 条第 4 項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を第 82 条第一号及び第二号の規定によって計算し、それぞれ第 3 款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

五　地震による加速度によって建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによって計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ　各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位（以下この号において「安全限界変位」という。）を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ　建築物のいずれかの階において、イによって計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ　地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$Ts<0.16$の場合	$Psi=(3.2+30Ts)\,mi\,Bsi\,Fh\,Z\,Gs$
$0.16\leqq Ts<0.64$の場合	$Psi=8mi\,Bsi\,Fh\,Z\,Gs$
$0.64\leqq Ts$の場合	$Psi=\dfrac{5.12mi\,Bsi\,Fh\,Z\,Gs}{Ts}$

この表において、Ts、Psi、mi、Bsi、Fh、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ts	建築物の安全限界固有周期（単位　秒）
Psi	各階に水平方向に生ずる力（単位　kN）
mi	第三号の表に規定するmiの数値
Bsi	各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、安全限界固有周期に対応する振動特性に応じて国土交通大臣が定める基準に従って算出した数値
Fh	安全限界固有周期における振動の減衰による加速度の低減率を表すものとして国土交通大臣が定める基準に従って算出した数値
Z	第88条第１項に規定するZの数値
Gs	第三号の表に規定するGsの数値

六　第 82 条第四号の規定によること。

七　屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によって計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によって計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

八　特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等が、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に応じて、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものであることを確かめること。ただし、第 80 条の 3 ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第 1 款の 4　許容応力度等計算

第 82 条の 6　第 81 条第 2 項第二号イに規定する許容応力度等計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一　第 82 条各号、第 82 条の 2 及び第 82 条の 4 に定めるところによること。

二　建築物の地上部分について、次に適合することを確かめること。

イ　次の式によって計算した各階の剛性率が、それぞれ$\frac{6}{10}$以上であること。

$$Rs=\frac{rs}{\overline{rs}}$$

この式において、Rs、rs 及び $\overline{rs}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rs	各階の剛性率
rs	各階の層間変形角の逆数
$\overline{rs}$	当該建築物についての rs の相加平均

ロ　次の式によって計算した各階の偏心率が、それぞれ$\frac{15}{100}$を超えないこと。

$$Re=\frac{e}{re}$$

この式において、*Re*、*e* 及び *re* は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Re　各階の偏心率

e　各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重（第 86 条第 2 項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域にあっては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ（単位　cm）

re　国土交通大臣が定める方法により算出した各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根（単位　cm）

三　前 2 号に定めるところによるほか、建築物の地上部分について、国土交通大臣がその構造方法に応じ、地震に対し、安全であることを確かめるために必要なものとして定める基準に適合すること。

第 2 款　荷重及び外力

【荷重及び外力の種類】

第 83 条　建築物に作用する荷重及び外力としては、次の各号に掲げるものを採用しなければならない。

一　固定荷重

二　積載荷重

三　積雪荷重

四　風圧力

五　地震力

2　前項に掲げるもののほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。

【固定荷重】

第 84 条　建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

建築物の部分	種別		単位面積当たり荷重（単位　N/㎡）		備考
屋根	瓦ぶき	ふき土がない場合	屋根面につき	640	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
		ふき土がある場合		980	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	波形鉄板ぶき	もやに直接ふく場合		50	もやを含まない。
	薄鉄板ぶき			200	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	ガラス屋根			290	鉄製枠を含み、もやを含まない。
	厚形スレートぶき			440	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
木造のもや	もやの支点間の距離が 2 m以下の場合		屋根面につき	50	
	もやの支点間の距離が 4 m以下の場合			100	
天井	さお縁		天井面につき	100	つり木、受木及びその他の下地を含む。
	繊維板張、打上げ板張、合板張又は金属板張			150	
	木毛セメント板張			200	
	格縁			290	
	しっくい塗			390	
	モルタル塗			590	
床	木造の床	板張	床面につき	150	根太を含む。
		畳敷		340	床板及び根太を含む。
		床ばり　張り間が 4 m以下の場合		100	
		床ばり　張り間が 6 m以下の場合		170	
		床ばり　張り間が 8 m以下の場合		250	
	コンクリート造の床の仕上げ	板張		200	根太及び大引を含む。
		フロアリングブロック張		150	仕上げ厚さ 1 cmごとに、そのcmの数値を乗ずるものとする。
		モルタル塗、人造石塗及びタイル張		200	
		アスファルト防水層		150	厚さ 1 cmごとに、そのcmの数値を乗ずるものとする。

壁	木造の建築物の壁の軸組		壁面につき	150	柱、間柱及び筋かいを含む。
	木造の建築物の壁の仕上げ	下見板張、羽目板張又は繊維板張		100	下地を含み、軸組を含まない。
		木ずりしっくい塗		340	
		鉄網モルタル塗		640	
	木造の建築物の小舞壁			830	軸組を含む。
	コンクリート造の壁の仕上げ	しっくい塗		170	仕上げ厚さ1cmごとに、そのcmの数値を乗ずるものとする。
		モルタル塗及び人造石塗		200	
		タイル張		200	

【積載荷重】

第 85 条　建築物の各部の積載荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる室の床の積載荷重については、それぞれ同表の(い)、(ろ)又は(は)の欄に定める数値に床面積を乗じて計算することができる。

室の種類 ＼ 構造計算の対象			(い) 床の構造計算をする場合（単位 N/㎡）	(ろ) 大ばり、柱又は基礎の構造計算をする場合（単位 N/㎡）	(は) 地震力を計算する場合（単位 N/㎡）
(1)	住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室又は病室		1,800	1,300	600
(2)	事務室		2,900	1,800	800
(3)	教室		2,300	2,100	1,100
(4)	百貨店又は店舗の売場		2,900	2,400	1,300
(5)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する建築物の客席又は集会室	固定席の場合	2,900	2,600	1,600
		その他の場合	3,500	3,200	2,100
(6)	自動車車庫及び自動車通路		5,400	3,900	2,000
(7)	廊下、玄関又は階段		(3)から(5)までに掲げる室に連絡するものにあっては、(5)の「その他の場合」の数値による。		
(8)	屋上広場又はバルコニー		(1)の数値による。ただし、学校又は百貨店の用途に供する建築物にあっては、(4)の数値による。		

2　柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合においては、前項の表の(ろ)欄の数値は、その支える床の数に応じて、これに次の表の数値を乗じた数値まで減らすことができる。ただし、同項の表の(5)に掲げる室の床の積載荷重については、この限りでない。

支える床の数	2	3	4	5	6	7	8	9以上
積載荷重を減らすために乗ずべき数値	0.95	0.9	0.85	0.8	0.75	0.7	0.65	0.6

3　倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、第1項の規定によって実況に応じて計算した数値が1㎡につき3,900 N未満の場合においても、3,900 Nとしなければならない。

【積雪荷重】

第 86 条　積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算しなければならない。

2　前項に規定する積雪の単位荷重は、積雪量1cmごとに1㎡につき20 N以上としなければならない。ただし、特定行政庁は、規則で、国土交通大臣が定める基準に基づいて多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをすることができる。

3　第1項に規定する垂直積雪量は、国土交通大臣が定める基準に基づいて特定行政庁が規則で定める数値としなければならない。

4　屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度以下の場合においては、その勾配に応じて第1項の積雪荷重に次の式によって計算した屋根形状係数（特定行政庁が屋根ふき材、雪の性状等を考慮して規則でこれと異なる数値を定めた場合においては、その定めた数値）を乗じた数値とし、その勾配が60度を超える場合においては、0とすることができる。

$$\mu b = \sqrt{\cos(1.5\beta)}$$

この式において、μb 及び β は、それぞれ次の数値を表すものとする。

μb　屋根形状係数

β　屋根勾配（単位　度）

5　屋根面における積雪量が不均等となるおそれの

ある場合においては、その影響を考慮して積雪荷重を計算しなければならない。

6 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が１ｍを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を１ｍまで減らして計算することができる。

7 前項の規定により垂直積雪量を減らして積雪荷重を計算した建築物については、その出入口、主要な居室又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

【風圧力】

第 87 条 風圧力は、速度圧に風力係数を乗じて計算しなければならない。

2 前項の速度圧は、次の式によって計算しなければならない。

$$q = 0.6EV_0^2$$

この式において、q、E 及び V_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q　速度圧（単位　N/㎡）

E　当該建築物の屋根の高さ及び周辺の地域に存する建築物その他の工作物、樹木その他の風速に影響を与えるものの状況に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

V_0　その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて 30m/ 秒から 46m/ 秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速（単位　m/ 秒）

3 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における速度圧は、前項の規定による数値の$\frac{1}{2}$まで減らすことができる。

4 第１項の風力係数は、風洞試験によって定める場合のほか、建築物又は工作物の断面及び平面の形状に応じて国土交通大臣が定める数値によらなければならない。

【地震力】

第 88 条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第 86 条第２項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

$$Ci = Z\,Rt\,Ai\,C_0$$

この式において、Ci、Z、Rt、Ai 及び C_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ci　建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数

Z　その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて 1.0 から 0.7 までの範囲内において国土交通大臣が定める数値

Rt　建築物の振動特性を表すものとして、建築物の弾性域における固有周期及び地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

Ai　建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表すものとして国土交通大臣が定める方法により算出した数値

C_0　標準せん断力係数

2 標準せん断力係数は、0.2 以上としなければならない。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物（第 46 条第２項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、0.3 以上としなければならない。

3 第 82 条の３第二号の規定により必要保有水平耐力を計算する場合においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、1.0 以上としなければならない。

4 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算しなければならない。ただし、地震時における建築物の

振動の性状を適切に評価して計算をすることができる場合においては、当該計算によることができる。

$$k \geqq 0.1\left(1-\frac{H}{40}\right)Z$$

この式において、k、H 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

k　水平震度

H　建築物の地下部分の各部分の地盤面からの深さ（20 を超えるときは 20 とする。）（単位　m）

Z　第 1 項に規定する Z の数値

第3款　許容応力度

【木材】

第 89 条　木材の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、第 82 条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に 1.3 を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に 0.8 を乗じて得た数値としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）			
圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
$\frac{1.1Fc}{3}$	$\frac{1.1Ft}{3}$	$\frac{1.1Fb}{3}$	$\frac{1.1Fs}{3}$	$\frac{2Fc}{3}$	$\frac{2Ft}{3}$	$\frac{2Fb}{3}$	$\frac{2Fs}{3}$

この表において、Fc、Ft、Fb 及び Fs は、それぞれ木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度（単位　N/㎟）を表すものとする。

2　かた木で特に品質優良なものをしゃち、込み栓の類に使用する場合においては、その許容応力度は、それぞれ前項の表の数値の 2 倍まで増大することができる。

3　基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、その許容応力度は、それぞれ前 2 項の規定による数値の 70％に相当する数値としなければならない。

【鋼材等】

第 90 条　鋼材等の許容応力度は、次の表 1 又は表 2 の数値によらなければならない。

1

種類 ＼ 許容応力度			長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）			
			圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材		$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。			
	ボルト	黒皮	—	$\frac{F}{1.5}$	—	—				
		仕上げ	—	$\frac{F}{1.5}$	—	$\frac{F}{2}$（F が 240 を超えるボルトについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）				
	構造用ケーブル		—	$\frac{F}{1.5}$	—	—				
	リベット鋼		—	$\frac{F}{1.5}$	—	$\frac{F}{2}$				
	鋳鋼		$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$				
ステンレス鋼	構造用鋼材		$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$				
	ボルト		—	$\frac{F}{1.5}$	—	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$				
	構造用ケーブル		—	$\frac{F}{1.5}$	—	—				
	鋳鋼		$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$				
鋳鉄			$\frac{F}{1.5}$	—	—	—				

この表において、F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度（単位　N/㎟）を表すものとする。

2

種類 ＼ 許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）		
	圧縮	引張り		圧縮	引張り	
		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合

丸　鋼		$\frac{F}{1.5}$（当該数値が155を超える場合には、155）	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が155を超える場合には、155）	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が195を超える場合には、195）	F	F	F（当該数値が295を超える場合には、295）
異形鉄筋	径28㎜以下のもの	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が215を超える場合には、215）	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が215を超える場合には、215）	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が195を超える場合には、195）	F	F	F（当該数値が390を超える場合には、390）
	径28㎜を超えるもの	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が195を超える場合には、195）	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が195を超える場合には、195）	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が195を超える場合には、195）	F	F	F（当該数値が390を超える場合には、390）
鉄線の径が4㎜以上の溶接金網		—	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	—	F（ただし、床版に用いる場合に限る。）	F
この表において、Fは、表1に規定する基準強度を表すものとする。							

【コンクリート】

第 91 条　コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{30}$（Fが21を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）		0.7（軽量骨材を使用するものにあっては、0.6）	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の2倍（Fが21を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）とする。			
この表において、Fは、設計基準強度（単位　N/㎟）を表すものとする。							

2　特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

【溶接】

第 92 条　溶接継目ののど断面に対する許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

継目の形式	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　N/㎟）			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
突合せ	$\frac{F}{1.5}$			$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。			
突合せ以外のもの	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$			$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$				
この表において、Fは、溶接される鋼材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める溶接部の基準強度（単位　N/㎟）を表すものとする。								

【高力ボルト接合】

第 92 条の 2　高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、次の表の数値によらなければならない。

種類＼許容せん断応力度	長期に生ずる力に対する許容せん断応力度（単位　N/㎟）	短期に生ずる力に対する許容せん断応力度（単位　N/㎟）
一面せん断	$0.3T_0$	長期に生ずる力に対する許容せん断応力度の数値の1.5倍とする。
二面せん断	$0.6T_0$	
この表において、T_0は、高力ボルトの品質に応じて国土交通大臣が定める基準張力（単位　N/㎟）を表すものとする。		

2　高力ボルトが引張力とせん断力とを同時に受けるときの高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、前項の規定にかかわらず、次の式により計算したものとしなければならない。

$$fst = fso\left\{1 - \frac{\sigma t}{T_0}\right\}$$

この式において、fst、fso、σt及びT_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

fst　この項の規定による許容せん断応力度（単位　N/㎟）

fso　前項の規定による許容せん断応力度（単位　N/㎟）

σt	高力ボルトに加わる外力により生ずる引張応力度（単位　N/㎟）
T_0	前項の表に規定する基準張力

【地盤及び基礎ぐい】

第 93 条　地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　kN/㎡）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　kN/㎡）
岩盤	1,000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の２倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

【補則】

第 94 条　第 89 条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

第４款　材料強度

【木材】

第 95 条　木材の繊維方向の材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、第 82 条の５第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に 0.8 を乗じて得た数値としなければならない。

材料強度（単位　N/㎟）			
圧縮	引張り	曲げ	せん断
Fc	*Ft*	*Fb*	*Fs*

この表において、*Fc*、*Ft*、*Fb* 及び *Fs* は、それぞれ第 89 条第１項の表に規定する基準強度を表すものとする。

２　第 89 条第２項及び第３項の規定は、木材の材料強度について準用する。

【鋼材等】

第 96 条　鋼材等の材料強度は、次の表１又は表２の数値によらなければならない。

１

種類			材料強度（単位　N/㎟）			
			圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材		F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
	高力ボルト		—	F	—	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
	ボルト	黒皮	—	F	—	—
		仕上げ	—	F	—	$\frac{3F}{4}$（F が 240 を超えるボルトについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）
	構造用ケーブル		—	F	—	—
	リベット鋼		—	F	—	$\frac{3F}{4}$
	鋳鋼		F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
ステンレス鋼	構造用鋼材		F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
	高力ボルト		—	F	—	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
	ボルト		—	F	—	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
	構造用ケーブル		—	F	—	—
	鋳鋼		F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
鋳鉄			F	—	—	—

この表において、F は、第90条の表１に規定する基準強度を表すものとする。

2

種類	材料強度(単位　N/㎟)		
	圧縮	引張り	
		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼	F	F	F(当該数値が295を超える場合には、295)
異形鉄筋	F	F	F(当該数値が390を超える場合には、390)
鉄線の径が４㎜以上の溶接金網	—	F(ただし、床版に用いる場合に限る。)	F
この表において、Fは、第90条の表１に規定する基準強度を表すものとする。			

【コンクリート】

第 97 条　コンクリートの材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

材料強度(単位　N/㎟)			
圧縮	引張り	せん断	付着
F	$\frac{F}{10}$ (Fが21を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)		2.1 (軽量骨材を使用する場合にあっては、1.8)
この表において、Fは、設計基準強度（単位　N/㎟）を表すものとする。			

2　第 91 条第２項の規定は、前項の設計基準強度について準用する。

【溶接】

第 98 条　溶接継目ののど断面に対する材料強度は、次の表の数値によらなければならない。

継目の形式	材料強度(単位　N/㎟)			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断
突合せ	F			$\frac{F}{\sqrt{3}}$
突合せ以外のもの	$\frac{F}{\sqrt{3}}$			$\frac{F}{\sqrt{3}}$
この表において、Fは、第 92 条の表に規定する基準強度を表すものとする。				

【補則】

第 99 条　第 95 条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の材料強度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が地震に対して建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

第 100 条～第 106 条　（削除）

第４章　耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

【耐火性能に関する技術的基準】

第 107 条　法第２条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分＼建築物の階		最上階及び最上階から数えた階数が２以上で４以内の階	最上階から数えた階数が５以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	１時間	２時間	２時間
	外壁(耐力壁に限る。)	１時間	２時間	２時間
柱		１時間	２時間	３時間
床		１時間	２時間	２時間
はり		１時間	２時間	３時間
屋根		30分間		
階段		30分間		

1　この表において、第２条第１項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。
2　前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。
3　この表における階数の算定については、第２条第１項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

二　壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が１時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30 分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそ

れのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。

三　外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

【準耐火性能に関する技術的基準】

第 107 条の 2　法第2条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	45分間
	外壁（耐力壁に限る。）	45分間
柱		45分間
床		45分間
はり		45分間
屋根（軒裏を除く。）		30分間
階段		30分間

二　壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第129条の2の3第1項において同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三　外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

【防火性能に関する技術的基準】

第 108 条　法第2条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二　外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

関連【準防火性能に関する技術的基準】令109条の7➡168

【不燃性能及びその技術的基準】

第 108 条の 2　法第2条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしていることとする。

一　燃焼しないものであること。

二　防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

三　避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

関連【準不燃材料・難燃材料】令1条五号、六号➡123

【耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準】

第 108 条の 3　法第2条第九号の二イ(2)の政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

◘【耐火建築物の主要構造部】法2条九号の二イ➡10

一　主要構造部が、次のイ及びロ（外壁以外の主要構造部にあっては、イ）に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであること。

イ　主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。

(1)　耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあっては、当該建築物の自重及び積載荷重（第86条第2項ただし書の

規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあっては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。）により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 壁及び床にあっては、当該壁及び床の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度（当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあっては、国土交通大臣が別に定める温度）以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁及び屋根にあっては、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ロ 外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が1時間（延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30 分間）加えられた場合に、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である外壁にあっては、当該外壁に当該建築物の自重及び積載荷重により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 外壁の当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度（当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあっては、国土交通大臣が別に定める温度）以上に上昇しないものであること。

ハ 前号イ及びロ（外壁以外の主要構造部にあっては、同号イ）に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めるところにより、当該建築物の主要構造部の耐火に関する性能を検証する方法をいう。

一 当該建築物の屋内において発生が予測される火災の継続時間を当該建築物の室ごとに次の式により計算すること。

$$tf = \frac{Qr}{60qb}$$

この式において、tf、Qr 及び qb は、それぞれ次の数値を表すものとする。

tf 当該室における火災の継続時間（単位 分）

Qr 当該室の用途及び床面積並びに当該室の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の表面積及び当該部分に使用する建築材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該室内の可燃物の発熱量（単位 メガジュール）

qb 当該室の用途及び床面積の合計並びに当該室の開口部の面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該室内の可燃物の 1 秒間当たりの発熱量（単位 メガワット）

二 主要構造部ごとに、当該主要構造部が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、前項第一号イに掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間（以下この項において「屋内火災保有耐火時間」という。）を、当該主要構造部の構造方法、当該建築物の自重及び積載荷重並びに当該火熱による主要構造部の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。

三 当該外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時の火熱が加えられた場合に、前項第一号ロに掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間（以下この項において「屋外火災保有耐火時間」という。）を、当該外壁の構造方法並びに当該建築物の自重及び積載荷重に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。

四 主要構造部ごとに、次のイ及びロ（外壁以外の主要構造部にあっては、イ）に該当するものであることを確かめること。

イ 各主要構造部の屋内火災保有耐火時間が、当該主要構造部が面する室について第一号に掲げる式によって計算した火災の継続時

間以上であること。

ロ　各外壁の屋外火災保有耐火時間が、1時間（延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30 分間）以上であること。

3　主要構造部が第 1 項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第 112 条第 1 項及び第 5 項から第 16 項まで、第 114 条第 1 項及び第 2 項、第 117 条第 2 項、第 120 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 121 条第 2 項、第 122 条第 1 項、第 123 条第 1 項及び第 3 項、第 123 条の 2、第 126 条の 2、第 128 条の 4 第 4 項、第 128 条の 5 第 1 項及び第 4 項、第 129 条第 1 項、第 129 条の 2 第 1 項、第 129 条の 2 の 5 第 1 項、第 129 条の 13 の 2、第 129 条の 13 の 3 第 3 項及び第 4 項並びに第 145 条第 1 項第一号及び第 2 項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

4　主要構造部が第 1 項第一号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び主要構造部が第 1 項第二号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第 112 条第 1 項、第 5 項から第 10 項まで、第 12 項から第 14 項まで及び第 16 項、第 122 条第 1 項、第 123 条第 1 項及び第 3 項、第 126 条の 2、第 128 条の 5 第 1 項及び第 4 項、第 129 条の 2 の 5 第 1 項、第 129 条の 13 の 2 並びに第 129 条の 13 の 3 第 3 項の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

5　前項の「防火区画検証法」とは、次に定めるところにより、開口部に設けられる防火設備（以下この項において「開口部設備」という。）の火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。

一　開口部設備が設けられる開口部が面する室において発生が予測される火災の継続時間を第 2 項第一号に掲げる式により計算すること。

二　開口部設備ごとに、当該開口部設備が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができる加熱時間（以下この項において「保有遮炎時間」という。）を、当該開口部設備の構造方法及び当該火熱による開口部設備の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。

三　開口部設備ごとに、保有遮炎時間が第一号の規定によって計算した火災の継続時間以上であることを確かめること。

【防火戸その他の防火設備】

第 109 条　法第 2 条第九号の二ロ、法第 12 条第 1 項、法第 21 条第 2 項第二号、法第 27 条第 1 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。第 110 条から第 110 条の 3 までにおいて同じ。）及び法第 64 条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

関連【防火設備】法 2 条九号の二ロ➡10

関連【外壁の開口部の防火戸】法64条➡54

2　隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の 2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から 1 階にあっては 3 m以下、2 階以上にあっては 5 m以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る外壁、そで壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

【遮炎性能に関する技術的基準】

第 109 条の 2　法第 2 条第九号の二ロの政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分

間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

関連【準遮炎性能に関する技術的基準】令136条の２の３➡216

【主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角】

第 109 条の２の２ 法第２条第九号の三イに該当する建築物及び法第 27 条第１項の規定に適合する特殊建築物（第 110 条第二号に掲げる基準に適合するものを除く。以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。）の地上部分の層間変形角は、$\frac{1}{150}$ 以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によって確かめられた場合においては、この限りでない。

◘【準耐火建築物】法２条九号の三イ➡10

関連【層間変形角】令82条の２➡154

関連【耐火構造建築物】規則第２号様式➡372

【主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準】

第 109 条の３ 法第２条第九号の三ロの政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

◘【準耐火建築物】法２条九号の三ロ➡10

一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第 22 条第１項に規定する構造であるほか、法第 86 条の４の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。

イ 外壁の延焼のおそれのある部分にあっては、防火構造としたもの

ロ 屋根にあっては、法第 22 条第１項に規定する構造としたもの

ハ 床にあっては、準不燃材料で造るほか、３階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの

【法第 21 条第１項の政令で定める部分】

第 109 条の４ 法第 21 条第１項の政令で定める部分は、主要構造部のうち自重又は積載荷重（第 86 条第２項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあっては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分とする。

【大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準】

第 109 条の５ 法第 21 条第２項第二号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。

五 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）へ

の延焼を有効に防止できるものであること。

【法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準】

第 109 条の 6　法第 22 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次の各号（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、第一号）に掲げるものとする。

◘【屋根】法22条➡33

一　屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

二　屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

【準防火性能に関する技術的基準】

第 109 条の 7　法第 23 条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二　外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

関連【防火性能に関する技術的基準】令108条➡164

【法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準】

第 110 条　主要構造部の性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　次に掲げる基準

イ　次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根（軒裏を除く。）		30分間（特定避難時間が30分間未満である場合にあっては、特定避難時間。以下この号において同じ。）
階段		30分間

ロ　壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ　外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二　第 107 条各号又は第 108 条の 3 第 1 項第一号イ及びロに掲げる基準

関連【耐火性能の技術的基準】令107条➡163

関連【耐火建築物の主要構造部の技術的基準】令108条の3➡164

【延焼するおそれがある外壁の開口部】

第 110 条の 2　法第 27 条第 1 項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一　延焼のおそれのある部分であるもの（法第 86 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する

建築物の外壁の開口部を除く。）

ニ　他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

【法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準】

第 110 条の 3　防火設備の遮炎性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

【窓その他の開口部を有しない居室等】

第 111 条　法第 35 条の 3（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。

◘【無窓の居室等の主要構造部】法35条の３➡37

関連【窓その他開口部を有しない居室等】令116条の２➡176

関連【制限を受ける窓その他開口部を有しない居室】令128条の３の２➡184

一　面積（第 20 条の規定により計算した採光に有効な部分の面積に限る。）の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上のもの

ニ　直接外気に接する避難上有効な構造のもので、かつ、その大きさが直径 1 m以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び 1.2 m以上のもの

2　ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた 2 室は、前項の規定の適用については、1 室とみなす。

【防火区画】

第 112 条　主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第 2 条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の $\frac{1}{2}$ に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が 1,500㎡を超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の $\frac{1}{2}$ に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1,500㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準（第 129 条の 2 の 3 第 1 項第一号ロに掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）をいう。以下同じ。）に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第 109 条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

◘【1時間耐火の準耐火構造】令129条の２の３第１項一号ロ➡189

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

一　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分

ニ　階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）で 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2　法第 27 条第 1 項の規定により特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が 1 時間以上であるものを除く。）とした建築物又は同条第 3 項、法第 62 条第 1 項若しくは法第 67 条の 3 第 1 項の規定により準耐火建築物とした建築物（第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。）で、延べ面積が 500㎡を超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計 500㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が 200㎡以下の階又は床面積 200㎡以内ごとに準耐火構造の壁若しくは

法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第114条第２項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

一　天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第114条第３項において同じ。）である階

二　準耐火構造の壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの

関連【特定避難時間倒壊等防止建築物】令109条の２の２➡167

関連【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】法27条➡34

関連【準防火地域内の建築物】法62条１項➡53

関連【特定防災街区整備地区】法67条の３第１項➡54

3　法第21条第１項ただし書の規定により第129条の２の３第１項第一号ロに掲げる基準に適合する建築物とした建築物、法第27条第一項の規定により特定避難時間が１時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は同条第３項、法第62条第１項若しくは法第67条の３第１項の規定により第109条の３第二号に掲げる基準若しくは１時間準耐火基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が1,000㎡を超えるものについては、第１項の規定にかかわらず、床面積の合計1,000㎡以内ごとに１時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

◆【木造大規模建築物の技術的基準】令129条の２の３第１項一号ロ➡189

関連【特定避難時間倒壊等防止建築物】令109条の２の２➡167

◆【不燃材料の準耐火建築物】令109条の３第二号ロ➡167

4　前２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井（天井のない場合においては、屋根。第６項、第７項及び第９項において同じ。）及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものについては、適用しない。

一　体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分

二　第１項第二号に掲げる建築物の部分

5　建築物の11階以上の部分で、各階の床面積の合計が100㎡を超えるものは、第１項の規定にかかわらず、床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

関連【全館避難　除外】令129条の２➡188

6　前項の建築物の部分で、当該部分の壁（床面からの高さが1.2ｍ以下の部分を除く。次項において同じ。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。次項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計200㎡以内ごとに区画すれば足りる。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

7　第５項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計500㎡以内ごとに区画すれば足りる。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

8　前３項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が200㎡以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第５項の規定により区画すべき建築物にあっては、法第２条第九号の二ロに規定する防火設備）で区画されたものについては、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

9 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であって、地階又は３階以上の階に居室を有するものの住戸の部分（住戸の階数が２以上であるものに限る。）、吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）については、当該部分（当該部分が第１項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが1.2ｍ以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものであってその用途上区画することができない場合にあっては、当該建築物の部分）とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

関連【全館避難　除外】令129条の２➡188

一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなっている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの

二 階数が３以下で延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が３以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

10 第１項から第４項までの規定による１時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第２項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第５項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第２条第九号の二ロに規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第２条第九号の二ロに規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90㎝以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50㎝以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

11 前項の規定によって準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第２条第九号の二ロに規定する防火設備を設けなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

12 建築物の一部が法第24条各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

◆【木造建築物等である特殊建築物の外壁等】法24条➡33

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

関連【全館避難　除外】令129条の２➡188

13 建築物の一部が法第27条第１項各号、第２項各号又は第３項各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを１時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

◆【耐火建築物等とすべき特殊建築物】法27条➡34

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

関連【全館避難　除外】令129条の２➡188

14 第１項から第５項まで、第８項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第５項、第８項、第９項又は第12項の規定による区画に用いる法第２条第九号の二ロに規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

一 第１項本文、第２項若しくは第３項の規定に

よる区画に用いる特定防火設備又は第５項の規定による区画に用いる法第２条第九号の二ロに規定する防火設備　　次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ　常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

ロ　閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ　居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあっては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ　常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあっては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

ニ　第１項第二号、第４項、第８項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第８項、第９項若しくは第 12 項の規定による区画に用いる法第２条第九号の二ロに規定する防火設備　　次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ　前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ　避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあっては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

15　給水管、配電管その他の管が第１項から第４項まで若しくは第 13 項の規定による１時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第５項若しくは第８項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第９項本文、第 10 項本文若しくは第 12 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 10 項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

関連【給排水等の配管設備の設置等】令129条の２の５第１項七号➡190

関連【建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁】令114条５項➡173

関連【木造等の建築物の防火壁】令113条２項➡173

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

16　換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第２条第九号の二ロに規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあっては、法第２条第九号の二ロに規定する防火設備）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

一　火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二　閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

【木造等の建築物の防火壁】

第 113 条　防火壁は、次に定める構造としなければならない。

関連【防火壁】法26条➡34

一　耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。

二　木造の建築物においては、無筋コンクリート造又は組積造としないこと。

三　防火壁の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から 50㎝（防火壁の中心線からの距離が 1.8 m以内において、外壁が防火構造であり、かつ、屋根の構造が、屋根に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じ

ないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合において、これらの部分に開口部がないときにあっては、10cm）以上突出させること。ただし、防火壁を設けた部分の外壁又は屋根が防火壁を含みけた行方向に幅3.6 m以上にわたって耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部があって、これに法第２条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。

四 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ2.5 m以下とし、かつ、これに特定防火設備で前条第 14 項第一号に規定する構造であるものを設けること。

2 前条第 15 項の規定は給水管、配電管その他の管が防火壁を貫通する場合に、同条第 16 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火壁を貫通する場合に準用する。

3 第 109 条の５に規定する技術的基準に適合する壁等で、法第 21 条第２項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものは、第１項の規定に適合する防火壁とみなす。

【建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁】

第 114 条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

関連【長屋又は共同住宅の各戸の界壁】法30条➡36

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

2 学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、第 112 条第２項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

関連【強化天井】令112条２項一号➡170

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

3 建築面積が 300㎡を超える建築物の小屋組が木造である場合においては、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔 12 m以内ごとに小屋裏（準耐火構造の隔壁で区画されている小屋裏の部分で、当該部分の直下の天井が強化天井であるものを除く。）に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 法第２条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物

二 第 115 条の２第１項第七号の基準に適合するもの

三 その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家

4 延べ面積がそれぞれ 200㎡を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が４mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

5 第 112 条第 15 項の規定は給水管、配電管その他の管が第１項の界壁、第２項の間仕切壁又は前２項の隔壁を貫通する場合に、同条第 16 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第 109 条に規定する防火設備であって通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

◘【給水管等の防火区画の貫通】令112条15項、16項➡172

【建築物に設ける煙突】

第 115 条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

関連【煙突】令139条➡234

一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を 60cm以上とすること。

二 煙突の高さは、その先端からの水平距離１m以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から

60cm以上高くすること。

三　煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとすること。

イ　次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

(2)　煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から 15cm以上離して設けること。ただし、厚さが 10cm以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。

ロ　その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあっては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四　壁付暖炉のれんが造、石造又はコンクリートブロック造の煙突（屋内にある部分に限る。）には、その内部に陶管の煙道を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること。

五　壁付暖炉の煙突における煙道の屈曲が 120 度以内の場合においては、その屈曲部に掃除口を設けること。

六　煙突の廃ガスその他の生成物により、腐食又は腐朽のおそれのある部分には、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置を講ずること。

七　ボイラーの煙突は、前各号に定めるもののほか、煙道接続口の中心から頂部までの高さがボイラーの燃料消費量（国土交通大臣が経済産業大臣の意見を聴いて定めるものとする。）に応じて国土交通大臣が定める基準に適合し、かつ、防火上必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

2　前項第一号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

【防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等】

第 115 条の 2　法第 26 条第二号ロの政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

◆【防火壁】法26条➡34

一　第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

二　地階を除く階数が 2 以下であること。

三　2 階の床面積（吹抜きとなっている部分に面する 2 階の通路その他の部分の床で壁の室内に面する部分から内側に 2 m以内の間に設けられたもの（次号において「通路等の床」という。）の床面積を除く。）が 1 階の床面積の $\frac{1}{8}$ 以下であること。

四　外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、1 階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び 2 階の床（通路等の床を除く。）の構造が、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、特定行政庁がその周囲の状況により延焼防止上支障がないと認める建築物の外壁及び軒裏については、この限りでない。

五　地階の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られていること。

六　調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものの部分が、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁（これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は特定防火設備で第 112 条第 14 項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

七　建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが 1.2 m以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び第 126 条の 3 の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

八　主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造が、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

九　国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

2　法第 26 条第三号の政令で定める用途は、畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家とする。

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第 115 条の 3　法別表第 1 (い)欄の(2)項から(4)項まで及び(6)項（法第 87 条第 3 項において法第 27 条の規定を準用する場合を含む。）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一　(2)項の用途に類するもの　児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）

関連【児童福祉施設等】令19条 1 項➡130

二　(3)項の用途に類するもの　博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

三　(4)項の用途に類するもの　公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10㎡以内のものを除く。）

四　(6)項の用途に類するもの　映画スタジオ又はテレビスタジオ

【自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建築物】

第 115 条の 4　法第 27 条第 3 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定により政令で定める準耐火建築物は、第 109 条の 3 第一号に掲げる技術的基準に適合するもの（同条第二号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）とする。

【危険物の数量】

第 116 条　法第 27 条第 3 項第二号の規定により政令で定める危険物の数量の限度は、次の表に定めるところによるものとする。

危険物品の種類		数量	
		常時貯蔵する場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合
火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	20 t	10 t
	爆薬	20 t	5 t
	工業雷管及び電気雷管	300万個	50万個
	銃用雷管	1,000万個	500万個
	信号雷管	300万個	50万個
	実包	1,000万個	5万個
	空包	1,000万個	5万個
	信管及び火管	10万個	5万個
	導爆線	500km	500km
	導火線	2,500km	500km
	電気導火線	7万個	5万個
	信号炎管及び信号火箭	2 t	2 t
	煙火	2 t	2 t
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。	
消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の10倍の数量	危険物の規制に関する政令別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の10倍の数量
マッチ		300マッチトン	300マッチトン
可燃性ガス		700㎥	2万㎥
圧縮ガス		7,000㎥	20万㎥
液化ガス		70 t	2,000 t
この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算した数値とする。			

2　土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。

3　第 1 項の表に掲げる危険物の 2 種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、

第１項に規定する危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が１である場合とする。

第５章　避難施設等

第１節　総則

【窓その他の開口部を有しない居室等】

第 116 条の２　法第 35 条（法第 87 条第３項において準用する場合を含む。第 127 条において同じ。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号に該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。

一　面積（第 20 条の規定より計算した採光に有効な部分の面積に限る。）の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上のもの

二　開放できる部分（天井又は天井から下方 80 cm以内の距離にある部分に限る。）の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 以上のもの

２　ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた２室は、前項の規定の適用については、１室とみなす。

第２節　廊下、避難階段及び出入口

【適用の範囲】

第 117 条　この節の規定は、法別表第１(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が３以上である建築物、前条第１項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階又は延べ面積が 1,000㎡をこえる建築物に限り適用する。

２　次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

一　建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分

二　建築物の２以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

【客席からの出口の戸】

第 118 条　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場における客席からの出口の戸は、内開きとしてはならない。

関連【屋外への出口の戸】令125条２項➡180

【廊下の幅】

第 119 条　廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

廊下の用途＼廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合（単位　m）	その他の廊下における場合（単位　m）
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.3	1.8
病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階における共用のもの又は３室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200㎡（地階にあっては、100㎡）を超える階におけるもの	1.6	1.2

【直通階段の設置】

第 120 条　建築物の避難階以外の階（地下街におけるものを除く。次条第１項において同じ。）においては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）を居室の各部分からその一に至る歩行距離が次の表の数値以下となるように設けなければならない。

関連【避難階】令13条一号➡128

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

居室の種類＼構造		主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合（単位　m）	左欄に掲げる場合以外の場合（単位　m）
(1)	第116条の２第１項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は法別表第１(い)欄(4)項に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室	30	30

(2)	法別表第１(い)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室	50	30
(3)	(1)又は(2)に掲げる居室以外の居室	50	40

2 主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物の居室で、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁（床面からの高さが 1.2 m以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしたものについては、前項の表の数値に 10 を加えた数値を同項の表の数値とする。ただし、15 階以上の階の居室については、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

3 15 階以上の階の居室については、前項本文の規定に該当するものを除き、第１項の表の数値から 10 を減じた数値を同項の表の数値とする。

4 第１項の規定は、主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が２又は３であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が 40 m以下である場合においては、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

【２以上の直通階段を設ける場合】

第 121 条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる２以上の直通階段を設けなければならない。

関連【避難階】令13条一号➡128

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する階でその階に客席、集会室その他これらに類するものを有するもの

二 物品販売業を営む店舗（床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるものに限る。第 122 条第２項、第 124 条第１項及び第 125 条第３項において同じ。）の用途に供する階でその階に売場を有するもの

三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの（５階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が 100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第 123 条第２項又は第３項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である５階以下の階でその階の居室の床面積の合計が 100㎡を超えないものを除く。）

関連【屋外避難階段】令123条２項➡179

関連【特別避難階段】令123条３項➡179

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー

ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設

ハ ヌードスタジオその他これに類する興行場（劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。）

ニ 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設

ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗

四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ 50㎡を超えるもの

関連【児童福祉施設等】令19条１項➡130

五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ 100㎡を超えるもの

六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ ６階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が 100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第 123 条第２項又は第３項の規定に適合するものが設け

られているものを除く。）

ロ　5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあっては200㎡を、その他の階にあっては100㎡を超えるもの

2　主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「50㎡」とあるのは「100㎡」と、「100㎡」とあるのは「200㎡」と、「200㎡」とあるのは「400㎡」とする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

3　第１項の規定により避難階又は地上に通ずる２以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の$\frac{1}{2}$をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

【屋外階段の構造】

第 121 条の２　前２条の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造（準耐火構造のうち有効な防腐措置を講じたものを除く。）としてはならない。

【避難階段の設置】

第 122 条　建築物の５階以上の階（その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で５階以上の階の床面積の合計が100㎡以下である場合を除く。）又は地下２階以下の階（その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で地下２階以下の階の床面積の合計が100㎡以下である場合を除く。）に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の15階以上の階又は地下３階以下の階に通ずる直通階段は同条第３項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造である建築物（階段室の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。）で床面積の合計100㎡（共同住宅の住戸にあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が0.2㎡以下のものに設けられる法第２条第九号の二ロに規定する防火設備を含む。）で区画されている場合においては、この限りでない。

関連【特定防火設備】令112条１項➡169

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

2　３階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、各階の売場及び屋上広場に通ずる２以上の直通階段を設け、これを次条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】令121条１項二号➡177

3　前項の直通階段で、５階以上の売場に通ずるものはその１以上を、15階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第３項の規定による特別避難階段としなければならない。

【避難階段及び特別避難階段の構造】

第 123 条　屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

一　階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

関連【全館避難　除外】令129条の２➡188

二　階段室の天井（天井のない場合にあっては、屋根。第３項第四号において同じ。）及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

三　階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

四　階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々１㎡以内で、法第２条第九号の二ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90cm以上の距離に設けること。ただし、第112条

第 10 項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々 1 ㎡以内とし、かつ、法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。

六 階段に通ずる出入口には、法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で第 112 条第 14 項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとすること。

関連【全館避難　除外】令129条の2➡188

七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

関連【避難階】令13条一号➡128

2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々 1 ㎡以内で、法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から 2 m以上の距離に設けること。

二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。

関連【全館避難　除外】令129条の2➡188

三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項➡166

一 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の2➡186

二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の2➡186

三 階段室、バルコニー及び付室は、第六号の開口部、第八号の窓又は第十号の出入口の部分（第 129 条の 13 の 3 第 3 項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあっては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

関連【全館避難　除外】令129条の2➡188

四 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

五 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々 1 ㎡以内で、法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から 90cm以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第 112 条第 10 項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

七 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

八 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。

九 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。

十 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第 1 項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の2➡186

十一 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

十二 建築物の 15 階以上の階又は地下 3 階以下の階に通ずる特別避難階段の 15 階以上の各階又は地下 3 階以下の各階における階段室及び

これと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあっては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第１(い)欄(1)項又は(4)項に掲げる用途に供する居室にあっては $\frac{8}{100}$、その他の居室にあっては $\frac{3}{100}$ を乗じたものの合計以上とすること。

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

【共同住宅の住戸の床面積の算定等】

第 123 条の２　主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が２又は３であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が 40 m以下である場合においては、第 119 条、第 121 条第１項第五号（同条第２項の規定により読み替える場合を含む。）、第 122 条第１項及び前条第３項第十二号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなす。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

【物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅】

第 124 条　物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物における避難階段、特別避難階段及びこれらに通ずる出入口の幅は、次の各号に定めるところによらなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】令121条１項二号➡177

関連【全館避難　除外】令129条の２➡188

一　各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうち床面積が最大の階における床面積 100㎡につき 60㎝の割合で計算した数値以上とすること。

二　各階における避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅の合計は、各階ごとにその階の床面積 100㎡につき、地上階にあっては 27 ㎝、地階にあっては 36㎝の割合で計算した数値以上とすること。

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

２　前項に規定する所要幅の計算に関しては、もっぱら１若しくは２の地上階から避難階若しくは地上に通ずる避難階段及び特別避難階段又はこれらに通ずる出入口については、その幅が 1.5 倍あるものとみなすことができる。

３　前２項の規定の適用に関しては、屋上広場は、階とみなす。

【屋外への出口】

第 125 条　避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は第 120 条に規定する数値以下と、居室（避難上有効な開口部を有するものを除く。）の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離は同条に規定する数値の２倍以下としなければならない。

関連【全館避難　除外】令129条の２➡188

２　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客用に供する屋外への出口の戸は、内開きとしてはならない。

３　物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅の合計は、床面積が最大の階における床面積 100㎡につき 60㎝の割合で計算した数値以上としなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】令121条１項二号➡177

関連【全館避難　除外】令129条の２➡188

４　前条第３項の規定は、前項の場合に準用する。

【屋外への出口等の施錠装置の構造等】

第 125 条の２　次の各号に掲げる出口に設ける戸の施錠装置は、当該建築物が法令の規定により人を拘禁する目的に供せられるものである場合を除き、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示しなければならない。

一　屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口

二　避難階段から屋外に通ずる出口

三　前２号に掲げる出口以外の出口のうち、維持管理上常時鎖錠状態にある出口で、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべきもの

２　前項に規定するもののほか、同項の施錠装置の構造及び解錠方法の表示の基準は、国土交通大臣が定める。

【屋上広場等】

第 126 条　屋上広場又は２階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが 1.1 m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

２　建築物の５階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合においては、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。

第３節　排煙設備

【設置】

第 126 条の２　法別表第１(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500㎡を超えるもの、階数が３以上で延べ面積が 500㎡を超える建築物（建築物の高さが 31 m以下の部分にある居室で、床面積 100㎡以内ごとに、間仕切壁、天井面から 50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの（以下「防煙壁」という。）によって区画されたものを除く。）、第 116 条の２第１項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が 1,000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が 200㎡を超えるもの（建築物の高さが 31 m以下の部分にある居室で、床面積 100㎡以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。）には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

一　法別表第１(い)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が 100㎡（共同住宅の住戸にあっては、200㎡）以内のもの

二　学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（以下「学校等」という。）

三　階段の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）その他これらに類する建築物の部分

四　機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

五　火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの

２　建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第 112 条第 14 項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

【構造】

第 126 条の３　前条第１項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

一　建築物をその床面積 500㎡以内ごとに、防煙壁で区画すること。

関連【防煙壁】令126条の２第１項➡181

二　排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

三　排煙口は、第一号の規定により区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が 30 m以下となるように、天井又は壁の上部（天井から 80cm（たけの最も短い防煙壁のたけが 80cm に満たないときは、その値）以内の距離にある部分をいう。）に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。

四　排煙口には、手動開放装置を設けること。

五　前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から 80 cm以上 1.5 m以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね 1.8 mの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

六　排煙口には、第四号の手動開放装置若しくは煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれ

のない構造の戸その他これに類するものを設けること。

七　排煙風道は、第 115 条第 1 項第三号に定める構造とし、かつ、防煙壁を貫通する場合においては、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

八　排煙口が防煙区画部分の床面積の $\frac{1}{50}$ 以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接する場合を除き、排煙機を設けること。

九　前号の排煙機は、一の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1 分間に、120㎥以上で、かつ、防煙区画部分の床面積 1 ㎡につき 1 ㎥（2 以上の防煙区画部分に係る排煙機にあっては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積 1 ㎡につき 2 ㎥）以上の空気を排出する能力を有するものとすること。

十　電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

十一　法第 34 条第 2 項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が 1,000㎡を超える地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとすること。

◘【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条2項➡36

関連【中央管理室】令20条の2第二号➡133

十二　前各号に定めるもののほか、火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

2　前項の規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

第 4 節　非常用の照明装置

【設置】

第 126 条の 4　法別表第 1 (い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室、階数が 3 以上で延べ面積が 500㎡を超える建築物の居室、第 116 条の 2 第 1 項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が 1,000㎡を超える建築物の居室及びこれらの居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路（採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。）並びにこれらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

一　一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸

二　病院の病室、下宿の宿泊室又は寄宿舎の寝室その他これらに類する居室

三　学校等

関連【学校等】令126条の2第1項二号➡181

四　避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるもの

【構造】

第 126 条の 5　前条の非常用の照明装置は、次の各号のいずれかに定める構造としなければならない。

一　次に定める構造とすること。

イ　照明は、直接照明とし、床面において 1 ルクス以上の照度を確保することができるものとすること。

ロ　照明器具の構造は、火災時において温度が上昇した場合であっても著しく光度が低下しないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

ハ　予備電源を設けること。

ニ　イからハまでに定めるもののほか、非常の場合の照明を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

二　火災時において、停電した場合に自動的に点灯し、かつ、避難するまでの間に、当該建築物の室内の温度が上昇した場合にあっても床面において 1 ルクス以上の照度を確保することができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとすること。

第 5 節　非常用の進入口

【設置】

第 126 条の 6　建築物の高さ 31 m 以下の部分にあ

る３階以上の階（不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階又は直下階から進入することができるものを除く。）には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一　第129条の13の３の規定に適合するエレベーターを設置している場合

二　道又は道に通ずる幅員４ｍ以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部（直径１ｍ以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2ｍ以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。）を当該壁面の長さ 10 ｍ以内ごとに設けている場合

三　吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であって、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合

【構造】

第 126 条の７　前条の非常用の進入口は、次の各号に定める構造としなければならない。

一　進入口は、道又は道に通ずる幅員４ｍ以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に設けること。

二　進入口の間隔は、40 ｍ以下であること。

三　進入口の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.2 ｍ以上及び 80 cm以下であること。

四　進入口は、外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造とすること。

五　進入口には、奥行き１ｍ以上、長さ４ｍ以上のバルコニーを設けること。

六　進入口又はその近くに、外部から見やすい方法で赤色灯の標識を掲示し、及び非常用の進入口である旨を赤色で表示すること。

七　前各号に定めるもののほか、国土交通大臣が非常用の進入口としての機能を確保するために必要があると認めて定める基準に適合する構造とすること。

第６節　敷地内の避難上及び消火上必要な通路等

【適用の範囲】

第 127 条　この節の規定は、法第 35 条に掲げる建築物に適用する。

【敷地内の通路】

第 128 条　敷地内には、第 123 条第２項の屋外に設ける避難階段及び第 125 条第１項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が 1.5 ｍ以上の通路を設けなければならない。

【大規模な木造等の建築物の敷地内における通路】

第 128 条の２　主要構造部の全部が木造の建築物（法第２条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物を除く。）でその延べ面積が 1,000㎡を超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積（主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。）が 1,000㎡を超える場合においては、その周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が３ｍ以上の通路を設けなければならない。ただし、延べ面積が 3,000㎡以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を 1.5 ｍ以上とすることができる。

２　同一敷地内に２以上の建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び延べ面積が 1,000㎡を超えるものを除く。）がある場合で、その延べ面積の合計が 1,000㎡を超えるときは、延べ面積の合計 1,000㎡以内ごとの建築物に区画し、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が３ｍ以上の通路を設けなければならない。

３　耐火建築物又は準耐火建築物が延べ面積の合計 1,000㎡以内ごとに区画された建築物を相互に防火上有効に遮っている場合においては、これらの建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物の延べ面積の合計が 3,000㎡を超える場合においては、その延べ面積の合計 3,000㎡以内ごとに、その周囲（道

又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が 3 m以上の通路を設けなければならない。

4　前各項の規定にかかわらず、通路は、次の各号の規定に該当する渡り廊下を横切ることができる。ただし、通路が横切る部分における渡り廊下の開口の幅は 2.5 m以上、高さは 3 m以上としなければならない。

一　幅が 3 m以下であること。

二　通行又は運搬以外の用途に供しないこと。

5　前各項の規定による通路は、敷地の接する道まで達しなければならない。

【地下街】

第 128 条の 3　地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道に 2 m以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあっては、その接する長さを 2 m未満とすることができる。

一　壁、柱、床、はり及び床版は、国土交通大臣が定める耐火に関する性能を有すること。

二　幅員 5 m以上、天井までの高さ 3 m以上で、かつ、段及び $\frac{1}{8}$ をこえる勾配の傾斜路を有しないこと。

三　天井及び壁の内面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造っていること。

四　長さが 60 mをこえる地下道にあっては、避難上安全な地上に通ずる直通階段で第 23 条第 1 項の表の(2)に適合するものを各構えの接する部分からその一に至る歩行距離が 30 m以下となるように設けていること。

五　末端は、当該地下道の幅員以上の幅員の出入口で道に通ずること。ただし、その末端の出入口が 2 以上ある場合においては、それぞれの出入口の幅員の合計が当該地下道の幅員以上であること。

六　非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものを設けていること。

2　地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接する場合においては、当該各構えと当該他の各構えとを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第 112 条第 14 項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

3　地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第 112 条第 14 項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

4　地下街の各構えの居室の各部分から地下道（当該居室の各部分から直接地上へ通ずる通路を含む。）への出入口の一に至る歩行距離は、30 m以下でなければならない。

5　第 112 条第 5 項から第 11 項まで及び第 14 項から第 16 項まで並びに第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号（第 112 条第 15 項に関する部分に限る。）の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第 112 条第 5 項中「建築物の 11 階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第 6 項及び第 7 項中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第 9 項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であって、地階又は 3 階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「建築物の部分」とあるのは「地下街の各構えの部分」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第 10 項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号中「1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と読み替えるものとする。

6　地方公共団体は、他の工作物との関係その他周囲の状況により必要と認める場合においては、条例で、前各項に定める事項につき、これらの規定と異なる定めをすることができる。

第 5 章の 2　特殊建築物等の内装

【制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室】

第 128 条の 3 の 2　法第 35 条の 2（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当するもの（天井の高さが 6 mを超えるものを除く。）とする。

一　床面積が 50 ㎡を超える居室で窓その他の開口部の開放できる部分（天井又は天井から下方 80 ㎝以内の距離にある部分に限る。）の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 未満のもの

二　法第 28 条第 1 項ただし書に規定する温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用

途上やむを得ない居室で同項本文の規定に適合しないもの

関連 令128条の５第５項➡186

【制限を受けない特殊建築物等】

第 128 条の４ 法第 35 条の２の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 次の表に掲げる特殊建築物

用途＼構造		耐火建築物又は法第27条第１項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が１時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）	準耐火建築物又は特定避難時間が45分間以上１時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物	その他の建築物
(1)	法別表第１(い)欄(1)項に掲げる用途	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの
(2)	法別表第１(い)欄(2)項に掲げる用途	当該用途に供する３階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	当該用途に供する２階の部分（病院又は診療所については、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300㎡以上のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの
(3)	法別表第１(い)欄(4)項に掲げる用途	当該用途に供する３階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	当該用途に供する２階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの
この表において、耐火建築物は、法第86条の４の規定により耐火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同条の規定により準耐火建築物とみなされるものを含む。				

関連 令128条の５第１項➡185

二 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する特殊建築物

関連 令128条の５第２項➡186

三 地階又は地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室で法別表第１(い)欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供するものを有する特殊建築物

関連 令128条の５第３項➡186

2 法第 35 条の２の規定により政令で定める階数が３以上である建築物は、延べ面積が 500㎡を超えるもの（学校等の用途に供するものを除く。）以外のものとする。

関連 令128条の５第４項➡186

関連 【学校等】令126条の２第１項二号➡181

3 法第 35 条の２の規定により政令で定める延べ面積が 1,000㎡を超える建築物は、階数が２で延べ面積が 1,000㎡を超えるもの又は階数が１で延べ面積が 3,000㎡を超えるもの（学校等の用途に供するものを除く。）以外のものとする。

関連 令128条の５第４項➡186

関連 【学校等】令126条の２第１項二号➡181

4 法第 35 条の２の規定により政令で定める建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、階数が２以上の住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下この項において同じ。）の用途に供する建築物（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）の最上階以外の階又は住宅の用途に供する建築物以外の建築物（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）に存する調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの（次条第６項において「内装の制限を受ける調理室等」という。）以外のものとする。

関連 令128条の５第６項➡186

関連 【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

【特殊建築物等の内装】

第 128 条の５ 前条第１項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第１(い)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物が耐火建築物、法第２条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第 27 条第１項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が 45 分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。第４項において同じ。）である場合にあっては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計 100㎡（共同住宅の住戸にあっては、200㎡）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが 1.2 m以下の部分を除く。第４項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに

類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

一　次のイ又はロに掲げる仕上げ

イ　難燃材料（３階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、準不燃材料）でしたもの

ロ　イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

二　次のイ又はロに掲げる仕上げ

イ　準不燃材料でしたもの

ロ　イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

2　前条第１項第二号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを前項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

3　前条第１項第三号に掲げる特殊建築物は、同号に規定する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第１項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

4　階数が３以上で延べ面積が 500㎡を超える建築物、階数が２で延べ面積が 1,000㎡を超える建築物又は階数が１で延べ面積が 3,000㎡を超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計 100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で第 112 条第 14 項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第１(い)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、耐火建築物、法第２条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第 27 条第１項の規定に適合する特殊建築物の高さが 31 m以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第１項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表(い)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ 31 m以下の部分については、この限りでない。

一　難燃材料でしたもの

二　前号に掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せでしたもの

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

5　第 128 条の３の２に規定する居室を有する建築物は、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第１項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

◘【無窓居室】令128条の３の２➡184

関連【階、全館避難　除外】令129条、129条の２➡186

6　内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第１項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

7　前各項の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び第 126 条の３の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。

第５章の２の２　避難上の安全の検証

【避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用】

第 129 条　建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、屋上広場を含む。以下この条及び次条において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）又は国土

交通大臣の認定を受けたものについては、第119条、第120条、第123条第3項第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号、第124条第1項第二号、第126条の2、第126条の3並びに前条（第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項➡166
◆【廊下の幅】令119条➡176
◆【直通階段の設置】令120条➡176
◆【避難階段等の構造】の一部：令123条➡178
◆【物販店舗における避難階段等の幅】の一部：令124条➡180
◆【排煙設備の設置】令126条の2➡181
◆【排煙設備の構造】令126条の3➡181
◆【内装制限】の一部：令128条の5➡185

2 前項の「階避難安全性能」とは、当該階のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。以下この条及び次条において「火災室」という。）で火災が発生した場合においても、当該階に存する者（当該階を通らなければ避難することができない者を含む。以下この条において「階に存する者」という。）のすべてが当該階から直通階段（避難階又は地上に通ずるものに限り、避難階にあっては地上。以下この条において同じ。）の一までの避難を終了するまでの間、当該階の各居室及び各居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

3 第1項の「階避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。

一 当該階の各居室ごとに、当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。以下この号において「在室者」という。）のすべてが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ 当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下この号において「当該居室等」という。）の床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在室者が避難を開始するまでに要する時間（単位　分）

ロ 当該居室等の用途及び当該居室等の各部分から当該居室の出口（当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。以下この号において同じ。）の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間（単位　分）

ハ 当該階の各室の用途及び床面積並びに当該階の各室の出口（当該居室の出口及びこれに通ずる出口に限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室の出口を通過するために要する時間（単位　分）

二 当該階の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

三 当該階の各居室について第一号の規定によって計算した時間が、前号の規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

四 当該階の各火災室ごとに、階に存する者のすべてが当該火災室で火災が発生してから当該階からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ 当該階の各室及び当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下この号において「当該階の各室等」という。）の用途及び床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから階に存する者が避難を開始するまでに要する時間（単位　分）

ロ 当該階の各室等の用途及び当該階の各室等の各部分から直通階段への出口の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階の各室等の各部分から直通階段の一に達する

までに要する歩行時間（単位　分）

ハ　当該階の各室等の用途及び床面積並びに当該階の各室等の出口（直通階段に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階から直通階段に通ずる出口を通過するために要する時間（単位　分）

五　当該階の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

六　当該階の各火災室について第四号の規定によって計算した時間が、前号の規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

【避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用】

第 129 条の 2　建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたもの（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）については、第 112 条第 5 項、第 9 項、第 12 項及び第 13 項、第 119 条、第 120 条、第 123 条第 1 項第一号及び第六号、第 2 項第二号並びに第 3 項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第 124 条第 1 項、第 125 条第 1 項及び第 3 項、第 126 条の 2、第 126 条の 3 並びに第 128 条の 5（第 2 項、第 6 項及び第 7 項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

◆【防火区画】の一部：令112条➡169

◆【廊下の幅】令119条➡176

◆【直通階段の設置】令120条➡176

◆【避難階段等の構造】の一部：令123条➡178

◆【物販店舗における避難階段等の幅】の一部：令124条➡180

◆【屋外への出口】の一部：令125条➡180

◆【排煙設備の設置】令126条の２➡181

◆【排煙設備の構造】令126条の３➡181

◆【内装制限】の一部：令128条の５➡185

2　全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第 123 条第 1 項第七号の規定の適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの（屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。）」とする。

3　第 1 項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者（以下この条において「在館者」という。）の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

4　第 1 項の「全館避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。

一　各階が、前条第 2 項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第 1 項の階避難安全検証法により確かめること。

二　当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者の全てが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ　当該建築物の各室の用途及び床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在館者が避難を開始するまでに要する時間（単位　分）

ロ　当該建築物の各室の用途及び当該建築物の各室の各部分から地上への出口の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物の各室の各部分から地上に至るまでに要する歩行時間（単位　分）

ハ　当該建築物の各室の用途及び床面積並びに当該建築物の各室の出口（地上に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物から地上に通ずる出口を通過するために要する時間（単位分）

三　当該建築物の各階における各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

四　当該建築物の各階における各火災室について、第二号の規定によって計算した時間が、前号の規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

【別の建築物とみなす部分】

第 129 条の２の２　第 117 条第２項各号に掲げる建築物の部分は、この章の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

◘令117条２項➡176

第５章の３　主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物

【主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等】

第 129 条の２の３　法第 21 条第１項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　次に掲げる基準

イ　地階を除く階数が３以下であること。

ロ　主要構造部が準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、その構造が次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）であること。

(1)　次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	１時間
	外壁（耐力壁に限る。）	１時間
柱		１時間
床		１時間
はり		１時間

(2)　壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後１時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3)　外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあっては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後１時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ハ　建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が３ｍ以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1)　延べ面積が 200㎡を超えるものについては、床面積の合計 200㎡以内ごとに１時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されていること。

(2)　外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原

因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

二　第 46 条第２項第一号イ及びロ並びに第 115 条の２第１項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準

２　法第 21 条第１項の政令で定める用途は、倉庫及び自動車車庫とする。

第５章の４　建築設備等

第１節　建築設備の構造強度

第 129 条の２の４　法第 20 条第１項第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

一　建築物に設ける第 129 条の３第１項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあっては、第 129 条の４及び第 129 条の５（これらの規定を第 129 条の 12 第２項において準用する場合を含む。）、第 129 条の６第一号、第 129 条の８第１項並びに第 129 条の 12 第１項第六号の規定（第 129 条の３第２項第一号に掲げる昇降機にあっては、第 129 条の６第一号の規定を除く。）に適合すること。

二　建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。

三　法第 20 条第１項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

第１節の２　給水、排水その他の配管設備

【給水、排水その他の配管設備の設置及び構造】

第 129 条の２の５　建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

関連【防火区画等関係規定】令108条の３第４項➡166

一　コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。

二　構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。

三　第 129 条の３第１項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

四　圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

五　水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

六　地階を除く階数が３以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が 3,000 ㎡を超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。

七　給水管、配電管その他の管が、第 112 条第 15 項の準耐火構造の防火区画、第 113 条第１項の防火壁、第 114 条第１項の界壁、同条第２項の間仕切壁又は同条第３項若しくは第４項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、１時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ　給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に１m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ　給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ　防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間（第 112 条第１項から第４項まで、同条第５項（同条第６項の規定により床面積の合計 200㎡以内ごとに区画する場合又は同条第７項の規定により床面積の合計 500㎡以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第８項（同条第６項の規定により床面積の合計 200㎡以内ごとに区画する場合又は同条第７項の規定により床面積の合計 500㎡以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第 13 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第１項の防火壁にあっては１時間、第 114 条第１項の界壁、同条第２項の間仕切壁又は同条第３項若しくは第４項の隔壁にあっては 45 分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八　３階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

２　建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第３条第９項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一　飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二　水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三　飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ　当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ　当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。

四　給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五　給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあっては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六　前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

３　建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第１項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一　排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二　配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三　配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四　汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五　前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

【換気設備】

第 129 条の２の６　建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。）に設ける自然換気設備は、次に定める構造としなければならない。

関連【自然換気設備】令20条の２第一号イ➡131

一　換気上有効な給気口及び排気筒を有すること。

二　給気口は、居室の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とすること。

三　排気口（排気筒の居室に面する開口部をいう。

以下この項において同じ。）は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に直結すること。

四　排気筒は、排気上有効な立上り部分を有し、その頂部は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とし、かつ、直接外気に開放すること。

五　排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けないこと。

六　給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。

2　建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。

関連【機械換気設備】令20条の２第一号ロ➡132

一　換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。

二　給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。

三　給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。

四　直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設ける場合には、外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造とすること。

五　風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造ること。

3　建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備は、前項に定める構造とするほか、国土交通大臣が居室における次の表の各項の左欄に掲げる事項がおおむね当該各項の右欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がない構造として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

関連【中央管理方式の空気調和設備】令20条の２第一号ハ➡132

(1)	浮遊粉じんの量	空気 1 ㎥につき0.15mg以下
(2)	一酸化炭素の含有率	$\frac{10}{1,000,000}$ 以下
(3)	炭酸ガスの含有率	$\frac{1,000}{1,000,000}$ 以下
(4)	温度	1　17度以上28度以下 2　居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
(5)	相対湿度	40％以上70％以下
(6)	気流	1 秒間につき0.5m以下
この表の各項の右欄に掲げる基準を適用する場合における当該各項の左欄に掲げる事項についての測定方法は、国土交通省令で定める。		

【冷却塔設備】

第 129 条の２の７　地階を除く階数が 11 以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備の設置及び構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとしなければならない。

一　主要な部分を不燃材料で造るか、又は防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

二　冷却塔の構造に応じ、建築物の他の部分までの距離を国土交通大臣が定める距離以上としたものとすること。

三　冷却塔設備の内部が燃焼した場合においても建築物の他の部分を国土交通大臣が定める温度以上に上昇させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものとすること。

第２節　昇降機

【適用の範囲】

第 129 条の３　この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。

一　人又は人及び物を運搬する昇降機（次号に掲げるものを除く。）並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が 1 ㎡を超え、又は天井の高さが 1.2 mを超えるもの（以下「エレベーター」という。）

二　エスカレーター

三　物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が 1 ㎡以下で、かつ、天井の高さが 1.2 m以下のもの（以下「小荷物専用昇降機」という。）

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇

p 193 ～ p 200 まで線引きはありません。

ヲ　水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設　　6 ㎥
ワ　汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設　　8 ㎥
カ　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設　　0.2 t
ヨ　廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設　　0.2 t
タ　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設　　0.2 t
レ　焼却施設（ニ、ヘ、リ及びカに掲げるものを除く。）　　6 t

四　法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた卸売市場、と畜場若しくは火葬場の用途に供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 51 条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更
　増築又は用途変更後の延べ面積の合計がそれぞれイ若しくはロに掲げる延べ面積の合計の 1.5 倍以下又は 750㎡以下のもの
　イ　当該許可に係る建築又は用途変更後の延べ面積の合計
　ロ　初めて法第 51 条の規定の適用を受けるに至った際の延べ面積の合計

五　法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 51 条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更
　増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以下又は 4,500 人（総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあっては、1 万 5,000 人）以下のもの
　イ　当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力
　ロ　初めて法第 51 条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

六　法第 51 条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 51 条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更
　増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の 1.5 倍以下のもの
　イ　当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力
　ロ　初めて法第 51 条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

2　特定行政庁が法第 51 条ただし書の規定による許可をする場合において、前項第四号から第六号までに規定する規模の範囲内において、増築し、又は用途を変更することができる規模を定めたときは、同項の規定にかかわらず、その規模を同条ただし書の規定により政令で定める規模とする。

【第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅】

第 130 条の 3　法別表第 2 (い)項第二号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 1 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50㎡を超えるものを除く。）とする。

一　事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）
二　日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
三　理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
四　洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、

その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。）

五　自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。第 130 条の５の２第四号及び第 130 条の６において同じ。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。）

六　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

七　美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。）

【第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物】

第 130 条の４　法別表第２(い)項第九号（法第 87 条第２項又は第３項において法第 48 条第１項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。

一　郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が 500㎡以内のもの

二　地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が 600㎡以内のもの

三　近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所

四　路線バスの停留所の上家

五　次のイからチまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの

イ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 120 条第１項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設

ロ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する施設

ハ　ガス事業法第２条第２項に規定するガス小売事業又は同条第５項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設

ニ　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第２条第３項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

ホ　水道法第３条第２項に規定する水道事業の用に供する施設

ヘ　下水道法第２条第三号に規定する公共下水道の用に供する施設

ト　都市高速鉄道の用に供する施設

チ　熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第２条第２項に規定する熱供給事業の用に供する施設

【第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物】

第 130 条の５　法別表第２(い)項第十号及び(ろ)項第三号（法第 87 条第２項又は第３項において法第 48 条第１項及び第２項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が 50㎡以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が 600㎡（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が 600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（次号に掲げるものを除く。）

二　公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ　自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が 2,000㎡を超えるもの

ロ　自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの

三　自動車車庫で２階以上の部分にあるもの

四　床面積の合計が 15㎡を超える畜舎

五　法別表第２(と)項第四号に掲げるもの

【第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

第 130 条の 5 の 2　法別表第 2 (ろ)項第二号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 2 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店

二　理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

三　洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。）

四　自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。）

五　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

【第一種中高層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

第 130 条の 5 の 3　法別表第 2 (は)項第五号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 3 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　前条第二号から第五号までに掲げるもの

二　物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店

三　銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

【第一種中高層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物】

第 130 条の 5 の 4　法別表第 2 (は)項第七号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 3 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの（法別表第 2 (い)項第九号に掲げるもの及び 5 階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。）

二　第 130 条の 4 第五号イからハまでの一に掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの（法別表第 2 (い)項第九号に掲げるもの及び 5 階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。）

【第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物】

第 130 条の 5 の 5　法別表第 2 (は)項第八号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 3 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が 300㎡以下である場合には、その値を減じた値。第 130 条の 7 の 2 第三号及び第四号並びに第 130 条の 8 において同じ。）を加えた値が 3,000㎡（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が 3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（次号に掲げるものを除く。）

二　公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ　自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が 1 万㎡を超えるもの

ロ　自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの

三　自動車車庫で 3 階以上の部分にあるもの

四　第 130 条の 5 第四号及び第五号に掲げるもの

【第二種中高層住居専用地域内に建築することができる工場】

第 130 条の 6　法別表第 2 (に)項第二号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 4 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める工場は、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（同表(と)項第三号(2の2)又は(4の4)に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。）とする。

【第二種中高層住居専用地域及び工業専用地域内に建築してはならない運動施設】

第 130 条の 6 の 2　法別表第 2 (に)項第三号及び(を)項第七号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 4 項及び第 12 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める運動施設は、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場とする。

【第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない畜舎】

第 130 条の 7　法別表第 2 (に)項第六号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 4 項の規定を準用する場合を含む。）に規定する政令で定める規模の畜舎は、床面積の合計が 15㎡を超えるものとする。

【第一種住居地域内に建築することができる大規模な建築物】

第 130 条の 7 の 2　法別表第 2 (ほ)項第四号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 5 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの

二　電気通信事業法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの

三　建築物に附属する自動車車庫で、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）

四　公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該公告対象区域内の建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）

五　自動車車庫で都市計画として決定されたもの

【第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物】

第 130 条の 7 の 3　法別表第 2 (へ)項第三号及び(る)項第四号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 6 項及び第 11 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。

【第二種住居地域内に建築することができる附属自動車車庫】

第 130 条の 8　法別表第 2 (へ)項第四号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 6 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物に附属する自動車車庫は、次に掲げるものとする。

一　床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）

二　公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該公告対象区域内の建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）

【第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途】

第 130 条の 8 の 2 法別表第 2 (へ)項第六号及び(る)項第七号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 6 項及び第 11 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める用途は、場外勝舟投票券発売所とする。

2 法別表第 2 (と)項第六号及び(わ)項（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項及び第 13 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

【準住居地域内で営むことができる特殊の方法による事業】

第 130 条の 8 の 3 法別表第 2 (と)項第三号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、同号(11)に掲げる事業のうち、国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定する空気圧縮機で原動機の出力の合計が 7.5kW 以下のものを使用する事業とする。

【危険物の貯蔵又は処理に供する建築物】

第 130 条の 9 法別表第 2 (と)項第四号、(り)項第四号及び(ぬ)項第二号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項、第 9 項及び第 10 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあってはその数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス、地下貯蔵槽により貯蔵される第 1 石油類（消防法別表第 1 の備考 12 に規定する第 1 石油類をいう。以下この項において同じ。）、アルコール類（同表の備考 13 に規定するアルコール類をいう。）、第 2 石油類（同表の備考 14 に規定する第 2 石油類をいう。以下この項において同じ。）、第 3 石油類（同表の備考 15 に規定する第 3 石油類をいう。以下この項において同じ。）及び第 4 石油類（同表の備考 16 に規定する第 4 石油類をいう。以下この項において同じ。）並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

危険物＼用途地域			準住居地域	商業地域	準工業地域
(1)	火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	20kg	50kg	20 t
		爆薬		25kg	10 t
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管		1 万個	250万個
		銃用雷管	3 万個	10万個	2,500万個
		実包及び空包	2,000個	3 万個	1,000万個
		信管及び火管		3 万個	50万個
		導爆線		1.5km	500km
		導火線	1 km	5 km	2,500km
		電気導火線		3 万個	10万個
		信号炎管、信号火箭及び煙火	25kg	2 t	
		その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。		
(2)	マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス		$\frac{A}{20}$	$\frac{A}{10}$	$\frac{A}{2}$
(3)	第 1 石油類、第 2 石油類、第 3 石油類又は第 4 石油類		$\frac{A}{2}$（危険物の規制に関する政令第 2 条第一号に規定する屋内貯蔵所のうち位置、構造及び設備について国土交通大臣が定める基準に適合するもの（以下この表において「特定屋内貯蔵所」という。）又は同令第 3 条第二号イに規定する第一種販売取扱所（以下この表において「第一種販売取扱所」とい	A（特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は危険物の規制に関する政令第 3 条第二号ロに規定する第二種販売取扱所（以下この表において「第二種販売取扱所」という。）にあっては、3A）	5A

		う。)にあっては、$\frac{3A}{2}$)		
(4)	(1)から(3)までに掲げる危険物以外のもの	$\frac{A}{10}$ (特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあっては、$\frac{3A}{10}$)	$\frac{A}{5}$ (特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあっては、$\frac{3A}{5}$)	$2A$ (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所にあっては、$5A$)
この表において、Aは、(2)に掲げるものについては第116条第1項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(3)及び(4)に掲げるものについては同項の表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表すものとする。				

2　第 116 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。ただし、同条第 3 項の規定については、準住居地域又は商業地域における前項の表の(1)に掲げる危険物の貯蔵に関しては、この限りでない。

【準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途】

第 130 条の 9 の 2　法別表第 2 (と)項第五号及び第六号並びに(わ)項（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 7 項及び第 13 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。

【近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物】

第 130 条の 9 の 3　法別表第 2 (ち)項第三号及び(ぬ)項第三号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 8 項及び第 10 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。

【商業地域内で営んではならない事業】

第 130 条の 9 の 4　法別表第 2 (り)項第三号(20)（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 9 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める事業は、スエージングマシン又はロールを用いる金属の鍛造とする。

【準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業】

第 130 条の 9 の 5　法別表第 2 (ぬ)項第一号（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 10 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

一　法別表第 2 (ぬ)項第一号(5)に掲げる銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が 30％を超えるアンモニア水を用いないもの

二　法別表第 2 (ぬ)項第一号(12)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの

イ　内燃機関の燃料として自動車に充塡するための圧縮天然ガスに係るもの

ロ　燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充塡するための圧縮水素に係るものであって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの

三　法別表第 2 (ぬ)項第一号(16)に掲げる合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの

四　法別表第 2 (ぬ)項第一号(28)に掲げる事業のうち、スエージングマシン又はロールを用いるもの

五　法別表第 2 (ぬ)項第一号(30)に掲げる事業のうち、集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法により行われるもの

【準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造】

第 130 条の 9 の 6　法別表第 2 (ぬ)項第一号(11)（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 10 項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める可燃性ガスの製造は、次に掲げるものとする。

一　アセチレンガスの製造

二　ガス事業法第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業又は同条第 9 項に規定するガス製造事業として行われる可燃性ガスの製造

第７章　建築物の各部分の高さ等

【第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等】

第 130 条の 10　法第 55 条第２項の規定により政令で定める空地は、法第 53 条の規定により建ぺい率の最高限度が定められている場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が１から当該最高限度を減じた数値に $\frac{1}{10}$ を加えた数値以上であるものとし、同条の規定により建ぺい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるものとする。

２　法第 55 条第２項の規定により政令で定める規模は、1,500㎡とする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況によりこれによることが不適当であると認める場合においては、規則で、750㎡以上 1,500㎡未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

【建築物の敷地が２以上の地域、地区又は区域にわたる場合の法別表第３(は)欄に掲げる距離の適用の特例】

第 130 条の 11　建築物の敷地が法別表第３(い)欄に掲げる地域、地区又は区域の２以上にわたる場合における同表(は)欄に掲げる距離の適用については、同表(い)欄中「建築物がある地域、地区又は区域」とあるのは、「建築物又は建築物の部分の前面道路に面する方向にある当該前面道路に接する敷地の部分の属する地域、地区又は区域」とする。

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例】

第 130 条の 12　法第 56 条第２項及び第４項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

関連【路面の中心からの高さ】令２条１項六号➡124

一　物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で次に掲げる要件に該当するもの

イ　軒の高さが 2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が５㎡以内であること。

ロ　当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が $\frac{1}{5}$ 以下であること。

ハ　当該部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが１m以上であること。

二　ポーチその他これに類する建築物の部分で、前号ロ及びハに掲げる要件に該当し、かつ、高さが５m以下であるもの

三　道路に沿って設けられる高さが２m以下の門又は塀（高さが 1.2 mを超えるものにあっては、当該 1.2 mを超える部分が網状その他これに類する形状であるものに限る。）

四　隣地境界線に沿って設けられる門又は塀

五　歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して規則で定めたもの

六　前各号に掲げるもののほか、建築物の部分で高さが 1.2 m以下のもの

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和】

第 131 条　法第 56 条第６項の規定による同条第１項第一号及び第２項から第４項までの規定の適用の緩和に関する措置は、次条から第 135 条の２までに定めるところによる。

【前面道路とみなす道路等】

第 131 条の２　土地区画整理事業を施行した地区その他これに準ずる街区の整った地区内の街区で特定行政庁が指定するものについては、その街区の接する道路を前面道路とみなす。

２　建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（法第 42 条第１項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）若しくは法第 68 条の７第１項の規定により指定された予定道路（以下この項において「予定道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。

３　前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第 68 条の２第１項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制

限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ２ｍを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。）がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（第 135 条の 19 各号に掲げる建築物の部分を除く。）で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。

【２以上の前面道路がある場合】

第 132 条　建築物の前面道路が２以上ある場合においては、幅員の最大な前面道路の境界線からの水平距離がその前面道路の幅員の２倍以内で、かつ、35 ｍ以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの水平距離が 10 ｍをこえる区域については、すべての前面道路が幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。

２　前項の区域外の区域のうち、２以上の前面道路の境界線からの水平距離がそれぞれその前面道路の幅員の２倍（幅員が４ｍ未満の前面道路にあっては、10 ｍからその幅員の $\frac{1}{2}$ を減じた数値）以内で、かつ、35 ｍ以内の区域については、これらの前面道路のみを前面道路とし、これらの前面道路のうち、幅員の小さい前面道路は、幅員の大きい前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。

３　前２項の区域外の区域については、その接する前面道路のみを前面道路とする。

第 133 条　（削除）

【前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合】

第 134 条　前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線は、当該公園、広場、水面その他これらに類するものの反対側の境界線にあるものとみなす。

２　建築物の前面道路が２以上ある場合において、その反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある前面道路があるときは、第 132 条第１項の規定によらないで、当該公園、広場、水面その他これらに類するものがある前面道路（２以上あるときは、そのうちの１）の境界線からの水平距離がその公園、広場、水面その他これらに類するものの反対側の境界線から当該前面道路の境界線までの水平距離の２倍以内で、かつ、35 ｍ以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの水平距離が 10 ｍをこえる区域については、すべての前面道路を当該公園、広場、水面その他これらに類するものがある前面道路と同じ幅員を有し、かつ、その反対側に同様の公園、広場、水面その他これらに類するものがあるものとみなして、前項の規定によることができる。この場合においては、第 132 条第２項及び第３項の規定を準用する。

第 135 条　（削除）

【道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合】

第 135 条の２　建築物の敷地の地盤面が前面道路より１ｍ以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から１ｍを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

２　特定行政庁は、地形の特殊性により前項の規定をそのまま適用することが著しく不適当であると認める場合においては、同項の規定にかかわらず、規則で、前面道路の位置を同項の規定による位置と敷地の地盤面の高さとの間において適当と認める高さに定めることができる。

【隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和】

第 135 条の３　法第 56 条第６項の規定による同条第１項及び第５項の規定の適用の緩和に関する措置で同条第１項第二号に係るものは、次に定めるところによる。

一　建築物の敷地が公園（都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第２条第１項第一号に規定する都市公園を除く。）、広場、水面その他これらに類するものに接する場合においては、その公園、広場、水面その他これらに類するものに接する隣地境界線は、その公園、広場、水面その他これらに類するものの幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなす。

二　建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より１ｍ以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から１ｍを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

三　第 131 条の２第２項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線は、ないものとみなす。

２　特定行政庁は、前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不適当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の地盤面の位置を当該建築物の敷地の地盤面の位置と隣地の地盤面の位置との間において適当と認める高さに定めることができる。

【北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和】

第 135 条の４　法第 56 条第６項の規定による同条第１項及び第５項の規定の適用の緩和に関する措置で同条第１項第三号に係るものは、次に定めるところによる。

一　北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなす。

二　建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この条において同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より１ｍ以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から１ｍを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

三　第 131 条の２第２項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線は、ないものとみなす。

２　特定行政庁は、前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不適当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の地盤面の位置を当該建築物の敷地の地盤面の位置と北側の隣地の地盤面の位置との間において適当と認める高さに定めることができる。

【天空率】

第 135 条の５　この章において「天空率」とは、次の式によって計算した数値をいう。

$$Rs = \frac{(As - Ab)}{As}$$

この式において、Rs、As 及び Ab は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rs　天空率

As　地上のある位置を中心としてその水平面上に想定する半球（以下この章において「想定半球」という。）の水平投影面積

Ab　建築物及びその敷地の地盤を As の想定半球と同一の想定半球に投影した投影面の水平投影面積

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等】

第 135 条の６　法第 56 条第７項の政令で定める基準で同項第一号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。

一　当該建築物（法第 56 条第７項第一号に掲げる規定による高さの制限（以下この章において「道路高さ制限」という。）が適用される範囲内の部分に限る。）の第 135 条の９に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内において道路高さ制限に適合するものとして想定する建築物（道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限り、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分でその水平投影面積の合計が建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内のものの頂部から 12 ｍ以内の部分（以下この章において「階段室等」という。）及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（以下この章

において「棟飾等」という。）を除く。以下この章において「道路高さ制限適合建築物」という。）の当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であること。

ニ　当該建築物の前面道路の境界線からの後退距離（法第 56 条第 2 項に規定する後退距離をいう。以下この号において同じ。）が、前号の道路高さ制限適合建築物と同一の道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離以上であること。

2　当該建築物の敷地が、道路高さ制限による高さの限度として水平距離に乗ずべき数値が異なる地域、地区又は区域（以下この章において「道路制限勾配が異なる地域等」という。）にわたる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「限る。）」とあるのは「限る。）の道路制限勾配が異なる地域等ごとの部分」と、「という。）の」とあるのは「という。）の道路制限勾配が異なる地域等ごとの部分の」とする。

3　当該建築物の前面道路が 2 以上ある場合における第 1 項第一号の規定の適用については、同号中「限る。）」とあるのは「限る。）の第 132 条又は第 134 条第 2 項に規定する区域ごとの部分」と、「という。）の」とあるのは「という。）の第 132 条又は第 134 条第 2 項に規定する区域ごとの部分の」とする。

【隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等】

第 135 条の 7　法第 56 条第 7 項の政令で定める基準で同項第二号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。

一　当該建築物（法第 56 条第 7 項第二号に掲げる規定による高さの制限（以下この章において「隣地高さ制限」という。）が適用される地域、地区又は区域内の部分に限る。）の第 135 条の 10 に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において隣地高さ制限に適合するものとして想定する建築物（隣地高さ制限が適用される地域、地区又は区域内の部分に限り、階段室等及び棟飾等を除く。以下この章において「隣地高さ制限適合建築物」という。）の当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であること。

ニ　当該建築物（法第 56 条第 1 項第二号イ又はニに定める数値が 1.25 とされている建築物にあっては高さが 20 m を、同号イからニまでに定める数値が 2.5 とされている建築物にあっては高さが 31 m を超える部分に限る。）の隣地境界線からの後退距離（同号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離をいう。以下この号において同じ。）が、前号の隣地高さ制限適合建築物と同一の隣地高さ制限適合建築物（同項第二号イ又はニに定める数値が 1.25 とされている隣地高さ制限適合建築物にあっては高さが 20 m を、同号イからニまでに定める数値が 2.5 とされている隣地高さ制限適合建築物にあっては高さが 31 m を超える部分に限る。）の隣地境界線からの後退距離以上であること。

2　当該建築物の敷地が、隣地高さ制限による高さの限度として水平距離に乗ずべき数値が異なる地域、地区又は区域（以下この章において「隣地制限勾配が異なる地域等」という。）にわたる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「限る。）」とあるのは「限る。）の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの部分」と、「という。）の」とあるのは「という。）の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの部分の」とする。

3　当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m を超える場合における第 1 項第一号の規定の適用については、同号中「限る。）」とあるのは「限る。）の周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m 以内となるようにその敷地を区分した区域（以下この章において「高低差区分区域」という。）ごとの部分」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「という。）の」とあるのは「という。）の高低差区分区域ごとの部分の」とする。

【北側の隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等】

第 135 条の 8　法第 56 条第 7 項の政令で定める基準で同項第三号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、当該建築物（同号に掲げる規定による高さの制限（以下この章において「北側高さ制限」という。）が適用される地域内の部分に限る。）の第 135 条の 11 に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において北側高さ制限に適合するものとして想定する建

築物（北側高さ制限が適用される地域内の部分に限り、棟飾等を除く。）の当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であることとする。

2 当該建築物の敷地が、北側高さ制限による高さの限度として加える高さが異なる地域（以下この章において「北側制限高さが異なる地域」という。）にわたる場合における前項の規定の適用については、同項中「限る。）」とあるのは「限る。）の北側制限高さが異なる地域ごとの部分」と、「除く。）」とあるのは「除く。）の北側制限高さが異なる地域ごとの部分」とする。

3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が 3 mを超える場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「限る。）」とあるのは「限る。）の高低差区分区域ごとの部分」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「除く。）」とあるのは「除く。）の高低差区分区域ごとの部分」とする。

【法第 56 条第 7 項第一号の政令で定める位置】

第 135 条の 9 法第 56 条第 7 項第一号の政令で定める位置は、前面道路の路面の中心の高さにある次に掲げる位置とする。

一 当該建築物の敷地（道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限る。）の前面道路に面する部分の両端から最も近い当該前面道路の反対側の境界線上の位置

二 前号の位置の間の境界線の延長が当該前面道路の幅員の $\frac{1}{2}$ を超えるときは、当該位置の間の境界線上に当該前面道路の幅員の $\frac{1}{2}$ 以内の間隔で均等に配置した位置

2 当該建築物の敷地が道路制限勾配が異なる地域等にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。）」とあるのは、「限る。）の道路制限勾配が異なる地域等ごと」とする。

3 当該建築物の前面道路が 2 以上ある場合における第 1 項の規定の適用については、同項第一号中「限る。）」とあるのは、「限る。）の第 132 条又は第 134 条第 2 項に規定する区域ごと」とする。

4 当該建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心の高さより 1 m以上高い場合においては、第 1 項に規定する前面道路の路面の中心は、当該高低差から 1 mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

5 第 135 条の 2 第 2 項の規則で前面道路の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第 1 項に規定する前面道路の路面の中心の高さとみなす。

【法第 56 条第 7 項第二号の政令で定める位置】

第 135 条の 10 法第 56 条第 7 項第二号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

一 法第 56 条第 7 項第二号に規定する外側の線（以下この条において「基準線」という。）の当該建築物の敷地（隣地高さ制限が適用される地域、地区又は区域内の部分に限る。）に面する部分の両端上の位置

二 前号の位置の間の基準線の延長が、法第 56 条第 1 項第二号イ又はニに定める数値が 1.25 とされている建築物にあっては 8 m、同号イからニまでに定める数値が 2.5 とされている建築物にあっては 6.2 mを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、同号イ又はニに定める数値が 1.25 とされている建築物にあっては 8 m、同号イからニまでに定める数値が 2.5 とされている建築物にあっては 6.2 m以内の間隔で均等に配置した位置

2 当該建築物の敷地が隣地制限勾配が異なる地域等にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。）」とあるのは、「限る。）の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの部分」とする。

3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が 3 mを超える場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、同項第一号中「限る。）」とあるのは「限る。）の高低差区分区域ごとの部分」とする。

4 当該建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より 1 m以上低い場合においては、第 1 項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から 1 mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

5 第 135 条の 3 第 2 項の規則で建築物の敷地の地盤面の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第 1 項に規定する当該建築物の敷地の地盤面

の高さとみなす。

【法第 56 条第７項第三号の政令で定める位置】

第 135 条の 11　法第 56 条第７項第三号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

一　当該建築物の敷地（北側高さ制限が適用される地域内の部分に限る。）の真北に面する部分の両端から真北方向の法第 56 条第７項第三号に規定する外側の線（以下この条において「基準線」という。）上の位置

二　前号の位置の間の基準線の延長が、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあっては１m、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあっては２mを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあっては１m、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあっては２m以内の間隔で均等に配置した位置

２　当該建築物の敷地が北側制限高さが異なる地域にわたる場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「限る。）」とあるのは、「限る。）の北側制限高さが異なる地域ごと」とする。

３　当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が３mを超える場合における第１項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、同項第一号中「限る。）」とあるのは「限る。）の高低差区分区域ごと」とする。

４　当該建築物の敷地の地盤面が北側の隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より１m以上低い場合においては、第１項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から１mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

５　第 135 条の４第２項の規則で建築物の敷地の地盤面の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第１項に規定する当該建築物の敷地の地盤面の高さとみなす。

【日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和】

第 135 条の 12　法第 56 条の２第３項の規定による同条第１項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。

一　建築物の敷地が道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなす。ただし、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅が 10 mを超えるときは、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離５mの線を敷地境界線とみなす。

二　建築物の敷地の平均地盤面が隣地又はこれに連接する土地で日影の生ずるものの地盤面（隣地又はこれに連接する土地に建築物がない場合においては、当該隣地又はこれに連接する土地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より１m以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から１mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

２　特定行政庁は、前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不適当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の平均地盤面の位置を当該建築物の敷地の平均地盤面の位置と隣地又はこれに連接する土地で日影の生ずるものの地盤面の位置との間において適当と認める高さに定めることができる。

【建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合等の措置】

第 135 条の 13　法第 56 条の２第１項に規定する対象区域（以下この条において「対象区域」という。）である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは用途地域の指定のない区域内にある部分の軒の高さが７mを超える建築物若しくは当該部分の地階を除く階数が３以上である建築物又は高さが 10 mを超える建築物（以下この条において「対象建築物」という。）が同項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合には当該対象建築物がある各区域内に、対象建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該対象建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合には当該対象建築物が日影を生じさせる各区域内に、そ

れぞれ当該対象建築物があるものとして、同項の規定を適用する。

【高層住居誘導地区内の建築物及び法第 52 条第 8 項に規定する建築物の容積率の上限の数値の算出方法】

第 135 条の 14 法第 52 条第 1 項第五号及び第 8 項の政令で定める方法は、次の式により計算する方法とする。

$$Vr = \frac{3Vc}{(3 - R)}$$

この式において、Vr、Vc 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vr　法第 52 条第 1 項第五号又は第 8 項の政令で定める方法により算出した数値

Vc　建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値

R　建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

【条例で地盤面を別に定める場合の基準】

第 135 条の 15 法第 52 条第 5 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さ以上の高さに定めること。

二　周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m を超える建築物については、その接する位置のうち最も低い位置からの高さが 3 m を超えない範囲内で定めること。

三　周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m 以下の建築物については、その接する位置の平均の高さを超えない範囲内で定めること。

【容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機】

第 135 条の 16 法第 52 条第 6 項の政令で定める昇降機は、エレベーターとする。

【敷地内の空地の規模等】

第 135 条の 17 法第 52 条第 8 項第二号の政令で定める空地の規模は、次の表(い)欄に掲げる区分に応じて、当該建築物の敷地面積に同表(ろ)欄に掲げる数値を乗じて得た面積とする。ただし、地方公共団体は、土地利用の状況等を考慮し、条例で、同表(は)欄に掲げる数値の範囲内で、当該建築物の敷地面積に乗ずべき数値を別に定めることができる。

	(い)	(ろ)	(は)
(1)	法第53条の規定による建蔽率の最高限度(以下この表において「建蔽率限度」という。)が $\frac{4.5}{10}$ 以下の場合	1から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値	1から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値を超え、$\frac{8.5}{10}$ 以下の範囲
(2)	建蔽率限度が $\frac{4.5}{10}$ を超え、$\frac{5}{10}$ 以下の場合		1から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値を超え、当該減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(3)	建蔽率限度が $\frac{5}{10}$ を超え、$\frac{5.5}{10}$ 以下の場合	$\frac{6.5}{10}$	$\frac{6.5}{10}$ を超え、1から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(4)	建蔽率限度が $\frac{5.5}{10}$ を超える場合	1から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値	1から建蔽率限度を減じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値を超え、当該減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(5)	建蔽率限度が定められていない場合	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{10}$ を超え、$\frac{3}{10}$ 以下の範囲

2　法第 52 条第 8 項第二号の政令で定める道路に接して有効な部分の規模は、前項の規定による空地の規模に $\frac{1}{2}$ を乗じて得たものとする。

3　法第 52 条第 8 項第二号の政令で定める敷地面積の規模は、次の表(い)欄に掲げる区分に応じて、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。ただし、地方公共団体は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、条例で、同表(は)欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

	(い)	(ろ)	(は)
	地域	敷地面積の規模（単位　㎡）	条例で定めることができる敷地面積の規模（単位　㎡）
(1)	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域（以下この表において「高層住居誘導地区等」という。）を除く。）	2,000	500以上4,000未満
(2)	近隣商業地域（高層住居誘導地区等を除く。）又は商業地域（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）	1,000	500以上2,000未満

備考
1　建築物の敷地がこの表(い)欄各項に掲げる地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部について、同欄各項に掲げる地域に関する同表の規定を適用する。
2　建築物の敷地がこの表(い)欄(1)の項に掲げる地域と同欄(2)の項に掲げる地域にわたる場合においては、その全部について、敷地の属する面積が大きい方の地域に関する同表の規定を適用する。

【容積率の制限について前面道路の幅員に加算する数値】

第 135 条の 18　法第 52 条第 9 項の政令で定める数値は、次の式によって計算したものとする。

$$Wa = \frac{(12 - Wr)(70 - L)}{70}$$

この式において Wa、Wr 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Wa　法第 52 条第 9 項の政令で定める数値（単位　m）

Wr　前面道路の幅員（単位　m）

L　法第 52 条第 9 項の特定道路からその建築物の敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長（単位　m）

【容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分】

第 135 条の 19　法第 52 条第 12 項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一　ひさしその他これに類する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの

イ　高さが 5 m以下であること。

ロ　当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が $\frac{1}{5}$ 以下であること。

ハ　当該部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが 1 m以上であること。

二　建築物の地盤面下の部分

三　道路に沿って設けられる高さが 2 m以下の門又は塀（高さが 1.2 mを超えるものにあっては、当該 1.2 mを超える部分が網状その他これに類する形状であるものに限る。）

四　隣地境界線に沿って設けられる高さが 2 m以下の門又は塀

五　歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して規則で定めたもの

【建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる部分】

第 135 条の 20　法第 53 条第 4 項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一　軒、ひさし、ぬれ縁及び国土交通省令で定める建築設備

二　建築物の地盤面下の部分

三　高さが 2 m以下の門又は塀

【第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離に対する制限の緩和】

第 135 条の 21　法第 54 条第 1 項の規定により政令で定める場合は、当該地域に関する都市計画において定められた外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m以下であること。

二　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が 5 ㎡以内であること。

【特例容積率の限度の指定の申請について同意を得るべき利害関係者】

第 135 条の 22　法第 57 条の 2 第 2 項の政令で定める利害関係を有する者は、所有権、対抗要件を備えた借地権（同条第 1 項に規定する借地権を

いう。次条において同じ。）又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

【特例容積率の限度の指定の取消しの申請について同意を得るべき利害関係者】

第 135 条の 23　法第 57 条の３第１項の政令で定める利害関係を有する者は、前条に規定する者（所有権又は借地権を有する者を除く。）とする。

【敷地内の空地及び敷地面積の規模】

第 136 条　法第 59 条の２第１項の規定により政令で定める空地は、法第 53 条の規定により建ぺい率の最高限度が定められている場合においては、当該最高限度に応じて、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が次の表に定める数値以上であるものとし、同条の規定により建ぺい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が $\frac{2}{10}$ であるものとする。

	法第53条の規定による建ぺい率の最高限度	空地の面積の敷地面積に対する割合
(1)	$\frac{5}{10}$ 以下の場合	１から法第53条の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値
(2)	$\frac{5}{10}$ を超え、$\frac{5.5}{10}$ 以下の場合	$\frac{6.5}{10}$
(3)	$\frac{5.5}{10}$ を超える場合	１から法第53条の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値

２　法第 59 条の２第１項の規定によりその各部分の高さのみを法第 55 条第１項又は法第 56 条の規定による限度を超えるものとする建築物に対する前項の規定の適用については、同項中「$\frac{2}{10}$」とあるのは「$\frac{1.5}{10}$」と、「$\frac{1.5}{10}$」とあるのは「$\frac{1}{10}$」と、「$\frac{6.5}{10}$」とあるのは「$\frac{6}{10}$」とする。

３　法第 59 条の２第１項の規定により政令で定める規模は、次の表の(い)欄に掲げる区分に応じて、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、規則で、同表(は)欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

	(い)	(ろ)	(は)
	地域又は区域	敷地面積の規模（単位　㎡）	規則で定めることができる敷地面積の規模（単位　㎡）
(1)	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	3,000	1,000以上3,000未満
(2)	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	2,000	500以上2,000未満
(3)	近隣商業地域又は商業地域	1,000	500以上1,000未満
(4)	用途地域の指定のない区域	2,000	1,000以上2,000未満

第７章の２　防火地域又は準防火地域内の建築物

【地階を除く階数が３である建築物の技術的基準】

第 136 条の２　法第 62 条第１項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が 500㎡以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下この条において「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。）で当該隣地境界線等からの水平距離が１ｍ以下のものについて、当該外壁の開口部に法第２条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第 112 条第 14 項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの又は法第２条第九号の二ロに規定する防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。）

に設ける換気のための窓で、開口面積が各々0.2㎡以内のものについては、この限りでない。

二　隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が５ｍ以下のものについて、当該外壁の開口部の面積が当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて国土交通大臣が延焼防止上必要があると認めて定める基準に適合していること。

三　外壁が、防火構造であり、かつ、その構造が屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

四　軒裏が防火構造であること。

五　主要構造部である柱及びはりその他国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造が、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

六　床（最下階の床を除く。）又はその直下の天井の構造が、それらの下方からの通常の火災時の加熱に対してそれらの上方への延焼を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

七　屋根又はその直下の天井の構造が、それらの屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

八　３階の室の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。

【防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準】

第 136 条の２の２　法第 63 条の政令で定める技術的基準は、次の各号（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、第一号）に掲げるものとする。

関連【法22条区域の屋根の技術的基準】令109条の６➡168

一　屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

二　屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

【準遮炎性能に関する技術的基準】

第 136 条の２の３　法第 64 条の政令で定める技術的基準は、防火設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

関連【遮炎性能に関する技術的基準】令109条の２➡166

第７章の２の２　特定防災街区整備地区内の建築物

【建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定】

第 136 条の２の４　法第 67 条の３第６項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の算定の基礎となる次の各号に掲げる長さの算定方法は、当該各号に定めるところによる。

一　防災都市計画施設に面する部分の長さ　　建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の防災都市計画施設に面する長さによる。

二　敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さ　　敷地の防災都市計画施設に接する部分の水平投影の長さによる。

２　法第 67 条の３第６項に規定する建築物の高さの算定については、建築物の防災都市計画施設に面する方向の鉛直投影の各部分（同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の防災都市計画施設と敷地との境界線からの高さによる。

p 217 ～ p 223 まで線引きはありません。

66 第 2 項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、1 万 2,000 円とする。

第７章の８　工事現場の危害の防止

【仮囲い】

第 136 条の２の 20　木造の建築物で高さが 13 m若しくは軒の高さが 9 mを超えるもの又は木造以外の建築物で 2 以上の階数を有するものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事（以下この章において「建築工事等」という。）を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面（その地盤面が工事現場の周辺の地盤面より低い場合においては、工事現場の周辺の地盤面）からの高さが 1.8 m以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は工事現場の周辺若しくは工事の状況により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

【根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止】

第 136 条の３　建築工事等において根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事を行なう場合においては、あらかじめ、地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

2　建築工事等における地階の根切り工事その他の深い根切り工事（これに伴う山留め工事を含む。）は、地盤調査による地層及び地下水の状況に応じて作成した施工図に基づいて行なわなければならない。

3　建築工事等において建築物その他の工作物に近接して根切り工事その他土地の掘削を行なう場合においては、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

4　建築工事等において深さ 1.5 m以上の根切り工事を行なう場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。この場合において、山留めの根入れは、周辺の地盤の安定を保持するために相当な深さとしなければならない。

5　前項の規定により設ける山留めの切ばり、矢板、腹起しその他の主要な部分は、土圧に対して、次に定める方法による構造計算によった場合に安全であることが確かめられる最低の耐力以上の耐力を有する構造としなければならない。

一　次に掲げる方法によって土圧を計算すること。

イ　土質及び工法に応じた数値によること。ただし、深さ 3 m以内の根切り工事を行う場合においては、土を水と仮定した場合の圧力の 50％を下らない範囲でこれと異なる数値によることができる。

ロ　建築物その他の工作物に近接している部分については、イの数値に当該工作物の荷重による影響に相当する数値を加えた数値によること。

二　前号の規定によって計算した土圧によって山留めの主要な部分の断面に生ずる応力度を計算すること。

三　前号の規定によって計算した応力度が、次に定める許容応力度を超えないことを確かめること。

イ　木材の場合にあっては、第 89 条（第 3 項を除く。）又は第 94 条の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度と短期に生ずる力に対する許容応力度との平均値。ただし、腹起しに用いる木材の許容応力度については、国土交通大臣が定める許容応力度によることができる。

ロ　鋼材又はコンクリートの場合にあっては、それぞれ第 90 条若しくは第 94 条又は第 91 条の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度

6　建築工事等における根切り及び山留めについては、その工事の施行中必要に応じて点検を行ない、山留めを補強し、排水を適当に行なう等これを安全な状態に維持するための措置を講ずるとともに、矢板等の抜取りに際しては、周辺の地盤の沈下による危害を防止するための措置を講じなければならない。

【基礎工事用機械等の転倒による危害の防止】

第 136 条の４　建築工事等において次に掲げる基礎工事用機械（動力を用い、かつ、不特定の場

所に自走することができるものに限る。）又は移動式クレーン（吊り上げ荷重が 0.5 t 以上のものに限る。）を使用する場合においては、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

一　くい打機
二　くい抜機
三　アース・ドリル
四　リバース・サーキュレーション・ドリル
五　せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。）
六　アース・オーガー
七　ペーパー・ドレーン・マシン
八　前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通大臣が定める基礎工事用機械

【落下物に対する防護】

第 136 条の 5　建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が 5 m以内で、かつ、地盤面からの高さが 3 m以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合においては、ダストシュートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

2　建築工事等を行なう場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が 5 m以内で、かつ、地盤面から高さが 7 m以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準に従って、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

【建て方】

第 136 条の 6　建築物の建て方を行なうに当たっては、仮筋かいを取り付ける等荷重又は外力による倒壊を防止するための措置を講じなければならない。

2　鉄骨造の建築物の建て方の仮締は、荷重及び外力に対して安全なものとしなければならない。

【工事用材料の集積】

第 136 条の 7　建築工事等における工事用材料の集積は、その倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全にしなければならない。

2　建築工事等において山留めの周辺又は架構の上に工事用材料を集積する場合においては、当該山留め又は架構に予定した荷重以上の荷重を与えないようにしなければならない。

【火災の防止】

第 136 条の 8　建築工事等において火気を使用する場合においては、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならない。

第 7 章の 9　簡易な構造の建築物に対する制限の緩和

【簡易な構造の建築物の指定】

第 136 条の 9　法第 84 条の 2 の規定により政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分は、次に掲げるもの（建築物の部分にあっては、準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は第 126 条の 2 第 2 項に規定する防火設備で区画された部分に限る。）とする。

一　壁を有しない建築物その他の国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）であって、次のイからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が 1 で床面積が 3,000 ㎡以内であるもの（次条において「開放的簡易建築物」という。）
　イ　自動車車庫の用途に供するもの
　ロ　スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設
　ハ　不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
　ニ　畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場
二　屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）で、前号ロ

からニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が 1 で床面積が 3,000㎡以内であるもの

【簡易な構造の建築物の基準】

第 136 条の 10　法第 84 条の 2 の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　主要構造部である柱及びはりが次に掲げる基準に適合していること。

イ　防火地域又は準防火地域内にある建築物又は建築物の部分（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）内にあるものにあっては、床面積が 500㎡を超えるものに限る。）にあっては、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ロ　準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が 500㎡以内のもの、法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある建築物若しくは建築物の部分又は防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外の区域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が 1,000㎡を超えるものにあっては、延焼のおそれのある部分が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

二　前号イ又はロに規定する建築物又は建築物の部分にあっては、外壁（同号ロに規定する建築物又は建築物の部分にあっては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が、準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。

三　前条第一号イに該当する開放的簡易建築物にあっては、前 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第 22 条第 1 項の市街地の区域以外の区域内にあるもので床面積が 150㎡未満のものにあっては、この限りでない。

イ　主要構造部である柱及びはり（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）又は法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が 150㎡未満のものにあっては、延焼のおそれのある部分に限る。）が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られており、かつ、外壁（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）又は同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が 150㎡未満のものにあっては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。

ロ　隣地境界線又は当該開放的簡易建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が 500㎡以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下ロにおいて「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下ロにおいて同じ。）及び屋上（自動車車庫の用途に供する部分に限る。以下ロにおいて同じ。）の周囲で当該隣地境界線等からの水平距離がそれぞれ 1 m以下の部分について、当該外壁の開口部と隣地境界線等との間及び当該屋上の周囲に、塀その他これに類するもので国土交通大臣が通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合するものが設けられていること。

ハ　屋上を自動車車庫の用途に供し、かつ、床面積が 1,000㎡を超える場合にあっては、屋根が、国土交通大臣がその屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合しているとともに、屋上から地上に通ずる 2 以上の直通階段（誘導車路を含む。）が設けられていること。

【防火区画等に関する規定の適用の除外】

第 136 条の 11　第 136 条の 9 に規定する建築物又は建築物の部分で前条に規定する基準に適合するものについては、第 112 条、第 114 条及び第 5 章の 2 の規定は、適用しない。

第 7 章の 10　一の敷地とみなすこと等による制限の緩和

【一団地内の空地及び一団地の面積の規模】

第 136 条の 12　第 136 条第 1 項及び第 2 項の規定

は、法第 86 条第 3 項及び第 4 項並びに法第 86 条の 2 第 2 項の政令で定める空地について準用する。

2 第 136 条第 3 項の規定は、法第 86 条第 3 項の政令で定める一団地の規模、同条第 4 項の政令で定める一定の一団の土地の区域の規模及び法第 86 条の 2 第 2 項の政令で定める公告認定対象区域の規模について準用する。

第 8 章 既存の建築物に対する制限の緩和等

【基準時】

第 137 条 この章において「基準時」とは、法第 3 条第 2 項（法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条、第 137 条の 8、第 137 条の 9 及び第 137 条の 12 第 2 項において同じ。）の規定により法第 20 条、法第 26 条、法第 27 条、法第 28 条の 2、法第 30 条、法第 34 条第 2 項、法第 47 条、法第 48 条第 1 項から第 13 項まで、法第 51 条、法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項、法第 53 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 54 条第 1 項、法第 55 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 56 条の 2 第 1 項、法第 57 条の 4 第 1 項、法第 57 条の 5 第 1 項、法第 58 条、法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、法第 61 条、法第 62 条第 1 項、法第 67 条の 3 第 1 項若しくは第 5 項から第 7 項まで又は法第 68 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第 48 条第 1 項から第 13 項までの各項の規定又は法第 61 条と法第 62 条第 1 項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

【構造耐力関係】

第 137 条の 2 法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物（法第 86 条の 7 第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない部分を除く。第 137 条の 12 第 1 項において同じ。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる範囲とし、同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 増築又は改築の全て（次号及び第三号に掲げる範囲を除く。） 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 第 3 章第 8 節の規定に適合すること。

(2) 増築又は改築に係る部分が第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで及び第 129 条の 2 の 4 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。

(2) 増築又は改築に係る部分が第 3 章及び第 129 条の 2 の 4 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれが

ないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ニ　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{20}$（50㎡を超える場合にあっては、50㎡）を超え、$\frac{1}{2}$ を超えないこと　　増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ　耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

ロ　第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで（第 36 条及び第 38 条第 2 項から第 4 項までを除く。）の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合するものであること（法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物である場合に限る。）。

ハ　前号に定める基準に適合するものであること。

三　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{20}$（50㎡を超える場合にあっては、50㎡）を超えないこと　　増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ　次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　増築又は改築に係る部分が第 3 章及び第 129 条の 2 の 4 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(2)　増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

ロ　前 2 号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

【防火壁関係】

第 137 条の 3　法第 3 条第 2 項の規定により法第 26 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 50㎡を超えないこととする。

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係】

第 137 条の 4　法第 3 条第 2 項の規定により法第 27 条の規定の適用を受けない特殊建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築（劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。）及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 50㎡を超えないこととする。

【増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置に関する基準】

第 137 条の 4 の 2　法第 86 条の 7 第 1 項及び法第 88 条第 1 項の政令で定める基準は、法第 28 条の 2 第一号及び第二号に掲げる基準とする。

【石綿関係】

第 137 条の 4 の 3　法第 3 条第 2 項の規定により法第 28 条の 2（前条に規定する基準に係る部分に限る。第 137 条の 12 第 3 項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。

二　増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。

三　増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準に適合すること。

【長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係】

第 137 条の 5　法第 3 条第 2 項の規定により法第 30 条の規定の適用を受けない長屋又は共同住宅について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築については増築後の延べ面積が基準時における延べ面積の 1.5 倍を超えないこととし、改築については改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこととする。

【非常用の昇降機関係】

第 137 条の 6　法第 3 条第 2 項の規定により法第 34 条第 2 項の規定の適用を受けない高さ 31 m を超える建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　増築に係る部分の建築物の高さが 31 m を超えず、かつ、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。

二　改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{5}$ を超えず、かつ、改築に係る部分の建築物の高さが基準時における当該部分の高さを超えないこと。

【用途地域等関係】

第 137 条の 7　法第 3 条第 2 項の規定により法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定並びに法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例の第 136 条の 2 の 5 第 1 項第二号及び第三号の制限を定めた規定に適合すること。

二　増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

三　増築後の法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

四　法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。

五　用途の変更（第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

【容積率関係】

第 137 条の 8　法第 3 条第 2 項の規定により法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項又は法第 60 条第 1 項（建築物の高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となること。

二　増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

三　増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第 2 条第 3 項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

【高度利用地区等関係】

第 137 条の 9　法第 3 条第 2 項の規定により法第 59 条第 1 項（建築物の建ぺい率に係る部分を除く。）、法第 60 条の 2 第 1 項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）又は法第 60 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当

該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一　増築後の建築面積及び延べ面積が基準時における建築面積及び延べ面積の 1.5 倍を超えないこと。

二　増築後の建築面積が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の $\frac{2}{3}$ を超えないこと。

三　増築後の容積率が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の $\frac{2}{3}$ を超えないこと。

四　改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。

【防火地域及び特定防災街区整備地区関係】

第 137 条の 10　法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条又は法第 67 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、50㎡を超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。

二　増築又は改築後における階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500㎡を超えないこと。

三　増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

【準防火地域関係】

第 137 条の 11　法第 3 条第 2 項の規定により法第 62 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、50㎡を超えないこと。

二　増築又は改築後における階数が 2 以下であること。

三　増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

【大規模の修繕又は大規模の模様替】

第 137 条の 12　法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の構造耐力上の危険性が増大しないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。

2　法第 3 条第 2 項の規定により法第 26 条、法第 27 条、法第 30 条、法第 34 条第 2 項、法第 47 条、法第 51 条、法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項、法第 53 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 54 条第 1 項、法第 55 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 56 条の 2 第 1 項、法第 57 条の 4 第 1 項、法第 57 条の 5 第 1 項、法第 58 条、法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、法第 61 条、法第 62 条第 1 項、法第 67 条の 3 第 1 項若しくは第 5 項から第 7 項まで又は法第 68 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3　法第 3 条第 2 項の規定により法第 28 条の 2 の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。

一　大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分が第 137 条の 4 の 2 に規定する基準に適合すること。

二　大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分が第 137 条の 4 の 3 第三号の国土交通大臣が定める基準に適合すること。

4　法第３条第２項の規定により法第 48 条第１項から第 13 項までの規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の７第１項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更（第 137 条の 19 第２項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこれらの修繕又は模様替の全てとする。

【増築等をする独立部分以外の独立部分に対して適用されない技術的基準】

第 137 条の 13　法第 86 条の７第２項（法第 87 条第４項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める技術的基準は、第５章第２節（第 117 条第２項を除く。）、第３節（第 126 条の２第２項を除く。）及び第４節に規定する技術的基準とする。

関連【廊下、避難階段及び出入口】５章２節➡176
関連【排煙設備】５章３節➡181
関連【非常用の照明装置】５章４節➡182

【独立部分】

第 137 条の 14　法第 86 条の７第２項（法第 88 条第１項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一　法第 20 条第１項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分　　第 36 条の４に規定する建築物の部分

◆【構造耐力】法20条➡32

二　法第 35 条（第５章第２節（第 117 条第２項を除く。）及び第４節に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分　　第 117 条第２項各号に掲げる建築物の部分

◆【廊下、避難階段及び出入口】５章２節➡176
◆【非常用の照明装置】５章４節➡182

三　法第 35 条（第５章第３節（第 126 条の２第２項を除く。）に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分　　建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された部分

◆【排煙設備】５章３節➡181

イ　開口部のない準耐火構造の床又は壁

ロ　法第２条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第 112 条第 14 項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

【増築等をする部分以外の居室に対して適用されない基準】

第 137 条の 15　法第 86 条の７第３項の政令で定める基準は、法第 28 条の２第三号に掲げる基準（第 20 条の７から第 20 条の９までに規定する技術的基準に係る部分に限る。）とする。

【移転】

第 137 条の 16　法第 86 条の７第４項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　移転が同一敷地内におけるものであること。

二　移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。

【公共事業の施行等による敷地面積の減少について法第３条等の規定を準用する事業】

第 137 条の 17　法第 86 条の９第１項第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第３条第１項の規定により施行するものを除く。）

二　都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第２条の２第１項の規定により施行するものを除く。）

三　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第 29 条第１項の規定により施行するものを除く。）

四　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業（同法第 119 条第１項の規定により施行するものを除く。）

【建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途】

第 137 条の 18　法第 87 条第１項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

一　劇場、映画館、演芸場
二　公会堂、集会場
三　診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等

◘【児童福祉施設等】令19条１項➡130

四　ホテル、旅館
五　下宿、寄宿舎
六　博物館、美術館、図書館
七　体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
八　百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
九　キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
十　待合、料理店
十一　映画スタジオ、テレビスタジオ

【建築物の用途を変更する場合に法第 24 条等の規定を準用しない類似の用途等】

第 137 条の 19　法第 87 条第３項第二号の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、法第 48 条第１項から第 13 項までの規定の準用に関しては、この限りでない。

◘【用途地域等】法48条➡40

一　劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場
二　病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等

◘【児童福祉施設等】令19条１項➡130

三　ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎
四　博物館、美術館、図書館

２　法第 87 条第３項第三号の規定により政令で定める範囲は、次に定めるものとする。

一　次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること。
　イ　法別表第２(に)項第三号から第六号までに掲げる用途
　ロ　法別表第２(ほ)項第二号若しくは第三号、同表(へ)項第四号若しくは第五号又は同表(と)項第三号(1)から(16)までに掲げる用途
　ハ　法別表第２(ち)項第二号又は同表(り)項第三号(1)から(20)までに掲げる用途
　ニ　法別表第２(ぬ)項第一号(1)から(31)までに掲げる用途（この場合において、同号(1)から(3)まで、(11)及び(12)中「製造」とあるのは、「製造、貯蔵又は処理」とする。）
　ホ　法別表第２(る)項第五号若しくは第六号又は同表(を)項第二号から第六号までに掲げる用途
二　法第 48 条第１項から第 13 項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。
三　用途変更後の法第 48 条第１項から第 13 項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

３　法第 87 条第３項の規定によって同項に掲げる条例の規定を準用する場合における同項第二号に規定する類似の用途の指定については、第１項の規定にかかわらず、当該条例で、別段の定めをすることができる。

第９章　工作物

【工作物の指定】

第 138 条　煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第 88 条第１項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

一　高さが６ｍを超える煙突（支枠及び支線があ

る場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）

二　高さが 15 m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）

三　高さが 4 m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

四　高さが 8 m を超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

五　高さが 2 m を超える擁壁

関連【擁壁】法88条４項➡96

2　昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第 88 条第 1 項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

一　乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）

二　ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三　メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3　製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第 88 条第 2 項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第 3 条第 2 項の規定により法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定の適用を受けない建築物については、第 137 条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。

一　法別表第 2 (り)項第三号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物で用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの及び同表(ぬ)項第一号(21)の用途に供する工作物で用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの

二　自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの

イ　築造面積が 50㎡を超えるもので第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）

ロ　築造面積が 300㎡を超えるもので第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）

ハ　第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が 600㎡（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が 600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が 50㎡以下のもの及びニに掲げるものを除く。）

ニ　第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1)　築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が 2,000㎡を超えるもの

(2)　築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにハの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの

ホ　第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が 3,000㎡（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が 3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が 300㎡以下のもの及びへに掲げるものを除く。）

p 234 ～ p 238 まで線引きはありません。

（法第 51 条に係る部分に限る。）の規定を準用する。

【特定用途制限地域内の工作物】

第 144 条の 2 の 4　第 138 条第 3 項第六号に掲げるものについては、第 130 条の 2 の規定を準用する。

2　第 138 条第 3 項第六号に掲げるものについての法第 88 条第 2 項において準用する法第 87 条第 3 項の規定によって法第 49 条の 2 の規定に基づく条例の規定を準用する場合における同項第二号に規定する類似の用途の指定については、当該条例で定めるものとする。

第 10 章　雑則

【安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分】

第 144 条の 3　法第 37 条の規定により政令で定める安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一　構造耐力上主要な部分で基礎及び主要構造部以外のもの

二　耐火構造、準耐火構造又は防火構造の構造部分で主要構造部以外のもの

三　第 109 条に定める防火設備又はこれらの部分

四　建築物の内装又は外装の部分で安全上又は防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるもの

五　主要構造部以外の間仕切壁、揚げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段、バルコニーその他これらに類する部分で防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるもの

六　建築設備又はその部分（消防法第 21 条の 2 第 1 項に規定する検定対象機械器具等及び同法第 21 条の 16 の 2 に規定する自主表示対象機械器具等、ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物及び同法第 137 条第 1 項に規定するガス用品、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第 2 条第 1 項に規定する電気用品、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 2 条第 7 項に規定する液化石油ガス器具等並びに安全上、防火上又は衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

【道に関する基準】

第 144 条の 4　法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ　延長（既存の幅員 6 m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35 m以下の場合

ロ　終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ　延長が 35 m を超える場合で、終端及び区間 35 m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ　幅員が 6 m以上の場合

ホ　イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二　道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 mの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三　砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四　縦断勾配が 12％以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五　道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2　地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土

の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3　地方公共団体は、前項の規定により第 1 項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

【特定高架道路等に関する基準】

第 144 条の 5　法第 43 条第 1 項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　路面と隣地の地表面との高低差（道路の部分にあっては、国土交通省令で定める路面と道路の他の部分の路面又は隣地の地表面との高低差。以下この条において同じ。）が 50cm以上であること。

二　路面と隣地の地表面との高低差がある区間で延長 300 m以上のものの内にあり、かつ、その延長が 100 m以上であること。

三　路面と隣地の地表面との高低差が 5 m以上の区間を有すること。ただし、道路構造令（昭和 45年政令第320号）第 2 条第十一号に掲げる副道を両側に有する道路（幅員が 40 m以上のものに限る。）の部分にあっては、この限りでない。

四　前 3 号に定めるもののほか、法面その他の構造が、自動車の沿道への出入りができない構造として国土交通大臣の定める構造の基準に適合するものであること。

2　前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項各号に掲げる基準について準用する。

【窓その他の開口部を有しない居室】

第 144 条の 6　法第 43 条第 2 項の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、第 116 条の 2 に規定するものとする。

【道路内に建築することができる建築物に関する基準等】

第 145 条　法第 44 条第 1 項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　主要構造部が耐火構造であること。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

二　耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。

イ　第 112 条第 14 項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たしていること。

ロ　閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

三　道路の上空に設けられる建築物にあっては、屋外に面する部分に、ガラス（網入りガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

2　法第 44 条第 1 項第四号の規定により政令で定める建築物は、道路（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。）、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。）の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の３第３項➡166

一　学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの

二　建築物の 5 階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの

三　多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

3　前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コン

クリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。

二 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

三 道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが 1.5 m以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが 1.5 m以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。

【確認等を要する建築設備】

第 146 条 法第 87 条の 2（法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

一 エレベーター及びエスカレーター

二 小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

三 法第 12 条第 3 項の規定により特定行政庁が指定する建築設備（屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。）

2 第 7 章の 8 の規定は、前項各号に掲げる建築設備について準用する。

【仮設建築物等に対する制限の緩和】

第 147 条 法第 85 条第 2 項又は第 5 項に規定する仮設建築物（高さが 60 m以下のものに限る。）については、第 22 条、第 28 条から第 30 条まで、第 37 条、第 46 条、第 49 条、第 67 条、第 70 条、第 3 章第 8 節、第 112 条、第 114 条、第 5 章の 2、第 129 条の 2 の 4（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第 129 条の 13 の 2 及び第 129 条の 13 の 3 の規定は適用せず、法第 85 条第 2 項に規定する仮設建築物については、第 41 条から第 43 条まで、第 48 条及び第 5 章の規定は適用しない。

2 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（高さが 60 m以下のものに限る。）でその存続期間が 2 年以内のものについては、第 139 条第 1 項第四号、第 3 項（第 37 条及び第 38 条第 6 項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第 4 項（第 37 条、第 38 条第 6 項及び第 67 条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物（高さが 60 m以下のものに限る。）でその存続期間が 2 年以内のものについては、第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号、第 140 条第 3 項（第 37 条及び第 38 条第 6 項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第 140 条第 4 項（第 37 条、第 38 条第 6 項及び第 67 条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物（高さが 60 m以下のものに限る。）でその存続期間が 2 年以内のものについては、第 141 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号、第 141 条第 3 項（第 37 条、第 38 条第 6 項及び第 70 条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第 141 条第 4 項（第 37 条、第 38 条第 6 項、第 67 条及び第 70 条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

【工事中における安全上の措置等に関する計画の届出を要する建築物】

第 147 条の 2 法第 90 条の 3（法第 87 条の 2 において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積が 10㎡以内のものを除く。）又は展示場の用途に供する建築物で 3 階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500㎡を超えるもの

二 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で 5 階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500㎡を超えるもの

関連【児童福祉施設等】令19条 1 項➡130

三 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、

p 242 ～ p 248 まで線引きはありません。

建築基準法施行規則

昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号
最終改正：平成 29 年３月 31 日国土交通省令第 19 号

【建築基準適合判定資格者検定の受検申込書】

第１条　建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第１号様式による受検申込書に申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ 5.5cm、横の長さ４cm の写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

２　指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築基準適合判定資格者検定機関の定めるところにより、これを指定建築基準適合判定資格者検定機関に提出しなければならない。

【受検者の不正行為に対する報告】

第１条の２　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法（以下「法」という。）第５条の２第２項の規定により法第５条第６項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　不正行為者の氏名、住所及び生年月日
二　不正行為に係る検定の年月日及び検定地
三　不正行為の事実
四　処分の内容及び年月日
五　その他参考事項

【構造計算適合判定資格者検定の受検申込書】

第１条の２の２　構造計算適合判定資格者検定（指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第１号の２様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

【準用】

第１条の２の３　第１条第２項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者検定を受けようとする者に、第１条の２の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第５条の５第２項において読み替えて準用する法第５条の２第２項の規定により法第５条の４第５項において準用する法第５条第６項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときについて準用する。この場合において、第１条第２項中「前項」とあるのは「第１条の２の２」と読み替えるものとする。

【確認申請書の様式】

第１条の３　法第６条第１項（法第 87 条第１項において準用する場合を含む。第４項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表１の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表２の(24)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表１の(ろ)項に掲げる２面以上の立面図又は２面以上の断面図は、表２の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の２面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の２面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の２面以上の立面図又は同表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一　別記第２号様式による正本１通及び副本１通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ　次の表１の各項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　次の表２の各項の(い)欄並びに表５の(2)項

及び(3)項の(い)欄に掲げる建築物　それぞれ表２の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表５の(2)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表２の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表２の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書、表５の(1)項、(4)項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(2)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。）

(2)　次の(i)及び(ii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）　それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第１項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもって代えることができる。

(i)　次の表３の各項の(い)欄左段（(2)項にあっては(い)欄）に掲げる建築物　当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書

(ii)　建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第２項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第３項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物　次の表３の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの

(3)　次の表４の各項の(い)欄に掲げる建築物　当該各項に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二　別記第３号様式による建築計画概要書

三　代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）

四　申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第４項第四号、第３条第３項第四号及び第３条の７第１項第四号において「建築士」という。）により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の２の規定の適用がある場合を除く。第４項第四号、第３条第３項第四号及び第３条の７第１項第四号において同じ。）にあっては、同法第20条第２項に規定する証明書（構造計算書を除く。第４項第四号、第３条第３項第四号及び第３条の７第１項第四号において単に「証明書」という。）の写し

1

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類

		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
		申請に係る建築物が法第３条第２項の規定により法第28条の２（令第137条の４の２に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の４の３第三号に規定する措置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
(ろ)	２面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第62条第１項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）
	２面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
	地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
		地盤面を算定するための算式
(は)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	

2

	(い)		(ろ)	
			図書の書類	明示すべき事項
(1)	法第20条の規定が適用される建築物	令第３章第２節の規定が適用される建築物	各階平面図	1　基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 2　屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
			２面以上の立面図	
			２面以上の断面図	
			基礎伏図	
			構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置
				特定天井（令第39条第３項に規定する特定天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置
			基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置
				基礎の種類
				基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
				基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
				木ぐい及び常水面の位置
			施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置

		令第38条第３項若しくは第４項又は令第39条第２項若しくは第３項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第３項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第38条第４項の構造計算の結果及びその算出方法
			令第39条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第39条第３項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
		２面以上の立面図	
		２面以上の断面図	
	令第３章第３節の規定が適用される建築物 ◆令３章３節〔木造〕 ➡142	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
		各階床伏図	
		小屋伏図	
		２面以上の軸組図	
		構造詳細図	屋根ふき材の種別
			柱の有効細長比
			構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
			構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
			外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
			構造耐力上主要な部分である部材の地面から１m以内の部分の防腐又は防蟻措置
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
		令第40条ただし書、令第42条第１項第二号、同条第１項第三号、令第43条第１項ただし書、同条第２項ただし書、令第46条第２項第一号イ、同条第２項第一号ハ、同条第３項、同条第４項、令第47条第１項、令第48条第１項第二号ただし書又は同条第２項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項
			令第42条第１項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第42条第１項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第42条第１項第三号に規定する方法による検証内容
			令第43条第１項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第43条第２項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第46条第２項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第46条第２項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法
			令第46条第３項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第46条第３項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第46条第４項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第47条第１項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第48条第１項第二号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第48条第２項第二号に規定する規格への適合性審査に必要な事項
	令第３章第４節の規定が適用される建築物 ◆令３章４節〔組積造〕 ➡145	配置図	組積造の塀の位置
		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
		２面以上の立面図	
		２面以上の断面図	

		基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
		各階床伏図	
		小屋伏図	
		２面以上の軸組図	
		構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
		施工方法等計画書	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画
		令第51条第１項ただし書、令第55条第２項、令第57条第１項第一号及び第二号又は令第59条の２の規定に適合することの確認に必要な図書	令第51条第１項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第55条第２項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第57条第１項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第59条の２に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第３章第４節の２の規定が適用される建築物 ◘令３章４節の２〔補強コンクリートブロック造〕➡147	配置図	補強コンクリートブロック造の塀の位置
		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
		２面以上の立面図	
		２面以上の断面図	
		基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
		各階床伏図	
		小屋伏図	
		２面以上の軸組図	
		構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
			帳壁の材料の種別及び構造方法
			鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
		施工方法等計画書	コンクリートブロックの組積方法
			補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法
		令第62条の４第１項から第３項まで、令第62条の５第２項又は令第62条の８ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	令第62条の４第１項から第３項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第62条の５第２項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第62条の８ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
	令第３章第５節の規定が適用される建築物 ◘令３章５節〔鉄骨造〕➡148	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
		２面以上の立面図	
		２面以上の断面図	
		基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
		各階床伏図	
		小屋伏図	
		２面以上の軸組図	
		構造詳細図	圧縮材の有効細長比
			構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
		令第66条、令第67条第２項、令第69条又は令第70条の規定に適合することの確認に必要な図書	令第66条に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第67条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第69条の構造計算の結果及びその算出方法

			令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第70条に規定する一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項
		令第３章第６節の規定が適用される建築物 ◆令３章６節〔鉄筋コンクリート造〕➡150	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
			２面以上の立面図	
			２面以上の断面図	
			基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
			各階床伏図	
			小屋伏図	
			２面以上の軸組図	
			構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
				鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
				コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
			施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法
				コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
			令第73条第２項ただし書、同条第３項ただし書、令第77条第四号、同条第五号ただし書、令第77条の２第１項ただし書又は令第79条第２項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第73条第２項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
				令第73条第３項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
				令第77条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
				令第77条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
				令第77条の２第１項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
				令第79条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第３章第６節の２の規定が適用される建築物 ◆令３章６節の２〔鉄骨鉄筋コンクリート造〕➡152	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
			２面以上の立面図	
			２面以上の断面図	
			基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
			各階床伏図	
			小屋伏図	
			２面以上の軸組図	
			構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
				鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
				鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
				コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
			施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法
				コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
			令第66条、令第67条第２項、令第69条、令第73条第２項ただし書、同条第３項ただし書、令第77条第五号ただし書、同条第六号、令第77条の２第１項ただし書、令第79条第２項又は令第79条の３第２項の規定に適合する	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
				令第67条第２項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
				令第69条の構造計算の結果及びその算出方法
				令第73条第２項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
				令第73条第３項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法

p 255 ～ p 310 まで線引きはありません。

		第２項において準用する令第129条の12第１項第六号の認定に係る認定書の写しを除く。）			
(3)	令第144条の２の表の(3)項に掲げる工作物の部分を有する工作物	第１項の表１に掲げる図書のうち構造計算書、同項の表２の(6)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち遊戯施設強度検証法により検証した際の計算書並びに同項の表３の(3)項の(ろ)欄及び(12)項の(ろ)欄に掲げる図書	第１項の表１に掲げる図書のうち構造詳細図（遊戯施設のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分（以下この項において「かご等」という。）に係るものに限る。）	第１項の表１に掲げる図書のうち平面図又は横断面図	遊戯施設のかご等の主要部分の材料の種別及び寸法
				第１項の表１に掲げる図書のうち側面図又は縦断面図	遊戯施設のかご等の主要部分の材料の種別及び寸法

5 申請に係る工作物が都市計画法第４条第11項に規定する特定工作物である場合においては、第１項から第３項までの規定に定めるもののほか、その計画が同法第29条第１項若しくは第２項、第35条の２第１項、第42条又は第43条第１項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第88条第１項において準用する法第40条又は法第88条第２項において準用する法第49条から第50条まで若しくは第68条の２第１項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第２項において準用する法第87条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第１項から第３項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

7 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第１面が別記第14号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

8 第２条第１項、第４項又は第５項の規定は、法第88条第１項又は第２項において準用する法第６条第４項又は第７項の規定による交付について準用する。

【計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更】

第３条の２ 法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の９第１項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあっては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが２ｍ（条例で規定する場合にあってはその長さ）以上である場合に限る。）

二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更（当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。）

三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。）

四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更

五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の９第１項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建

築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。）

六　床面積の合計が減少する場合における床面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の９第１項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあっては次のイ又はロに掲げるものを除く。）

イ　当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの

ロ　建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの

七　用途の変更（令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）

八　構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）

九　構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

十　構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

十一　構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限り、特定天井にあっては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあっては特定天井とする変更を除く。）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあっては、特定天井とする変更を除く。）

十二　建築物の材料又は構造において、次の表の左欄に掲げる材料又は構造を同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
令第109条の３第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の３第一号の技術的基準に適合する構造
令第109条の３第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の３第二号ハの技術的基準に適合する構造
令第113条第１項第三号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第113条第１項第三号の技術的基準に適合する構造
令第115条の２第１項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の２第１項第四号の技術的基準に適合する構造
令第129条の２の３第１項第一号ハ(2)の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第129条の２の３第１項第一号ハ(2)の技術的基準に適合する構造
法第23条の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造
法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造
法第22条第１項の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第１項の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備

令第114条第５項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第５項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備
法第２条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第５項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備又は法第２条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備
令第110条の３の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第５項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備、法第２条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の３の技術的基準に適合する防火設備
法第64条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第５項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備、法第２条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備、令第110条の３の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術的基準に適合する防火設備
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料

十三　井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）

十四　開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）

イ　当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの

ロ　耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの

ハ　令第117条の規定により令第５章第２節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの

(1)　当該変更により令第120条第１項又は令第125条第１項の歩行距離が長くなるもの

(2)　令第123条第１項の屋内に設ける避難階段、同条第２項の屋外に設ける避難階段又は同条第３項の特別避難階段に係る開口部に係るもの

ニ　令第126条の６の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の７第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの

十五　建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

十六　前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

２　法第87条の２において準用する法第６条第１項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一　第１条の３第４項の表１の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更

二　建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

三　前二号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

３　法第88条第１項において準用する法第６条第１項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

p 314 ～ p 380 まで線引きはありません。

□建築基準法施行令第 81 条第２項第二号イに掲げる構造計算
□建築基準法施行令第 81 条第３項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】
【イ. 名称】
【ロ. 区分】
□建築基準法第 20 条第１項第二号イ又は第三号イの認定を受けたプログラム
（大臣認定番号　　）
□その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第 137 条の２各号に定める基準の区分】（　　）

【8. 備考】

（注意）

1.　各面共通関係～ 4. 第３面関係（略）

5.　第４面関係
①　この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が 10㎡以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
②　この書類に記載する事項のうち、10 欄から 15 欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
③　１欄は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
④　２欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
⑤　３欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑥　５欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物（イ－１）」（建築基準法第２条第９号の３イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第 129 条の２の３第１項第一号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物（イ－２）」（同法第２条第九号の三イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イ－１）に該当するものを除く。）をいう。）「準耐火建築物（ロ－１）」（同法施行令第 109 条の３第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物（ロ－２）」（同条第二号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、**「耐火構造建築物」（同法第 27 条第１項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）をいう。）**、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。
⑦　６欄の「ハ」は、建築基準法施行令第２条第１項第八号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
⑧　６欄の「ニ」は、建築基準法施行令第２条第１項第八号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
⑨　８欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
⑩　９欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑪　９欄の「ハ」は、建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第 10 条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。